

## 租税特別措置等に係る政策評価

### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

### 2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月25日変更）及び令和2年度国土交通省事後評価実施計画（令和2年3月31日変更）に基づき、令和3年度税制改正要望にあたって、17件の事前評価を実施するとともに、9件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

## 評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価	ページ
(大臣官房)	
1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	※ 1
2 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長	※ 14
(総合政策局)	
3 技術研究組合の所得計算の特例の延長	※ 28
(国土政策局)	
4 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	35
5 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	43
6 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	50
7 振興山村における工業用機械等の割増償却	※ 58
8 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長	※ 71
(不動産・建設経済局)	
9 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	101
10 不動産投資法人における未収賃料の特例	※ 108
(都市局)	
11 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	111
12 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	116
13 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	121
(住宅局)	
14 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	126

(自動車局)		
15	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長	※ 132
(海事局)		
16	船舶に係る特別償却制度の延長	137
(観光庁)		
17	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	※ 148
事後評価		ページ
(国土政策局)		
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	157
(不動産・建設経済局)		
2	特定目的会社に係る課税の特例	※ 160
3	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	163
(都市局)		
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)	166
(水管理・国土保全局)		
5	収用換地等の場合の所得の特別控除	171
6	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	175
(道路局)		
7	転廃業助成金等に係る課税の特例(本州四国連絡橋に係るもの)	178
(海事局)		
8	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	181
(航空局)		
9	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外	185

(注)他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 29) (法人住民税:義)(地方税 48)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるとともに、新型コロナウイルスにより、世界の産業構造が急速に変化しつつある中、企業のデジタル化をいっそう促進させるために、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <p>(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化</li> <li>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</li> <li>○人件費の「専ら要件」、Q&amp;A の「業務改善」の明確化</li> </ul> <p>(延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで))</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9</p>
5	担当部局	大臣官房技術調査課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和 42 年度創設

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設</li> <li>・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設</li> <li>・総額型:平成 15 年度創設</li> <li>・高水準型:平成 20 年度創設</li> <li>・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更</li> <li>・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。</li> <li>・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</li> <li>・平成 31 年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和 2 年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 2 年度末まで)</li> </ul>	
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化</li> <li>○ オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</li> <li>○ 人件費の「専ら要件」、Q&amp;A の「業務改善」の明確化</li> </ul> <p>(以上、恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> </ul>	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 30 年度:19.5 兆円)の約 7 割(同:14.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度) [平成 28 年 1 月 22 日閣議決定]</li> </ul>

## 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化

### (5) 未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）

#### ○ 未来投資戦略2017 [平成29年6月9日閣議決定]

#### 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～

##### ii) 我が国が強い分野への重点投資

～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。

#### ○ 統合イノベーション戦略2020 [令和2年7月17日閣議決定]

### 第3章 知の社会実装

#### (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進

##### ○ 目標

##### < 研究開発投資の促進 >

・ 政府研究開発投資目標（対GDP比1%（第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対GDP比4%以上）の達成

##### < 民間研究開発投資の促進 >

○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。

#### ○ 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）[令和2年7月17日閣議決定]

### 第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

#### 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

##### (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化やAI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～

### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

#### 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ「ウィズコロナ」の経済戦略

			<p>(4) 消費など国内需要の喚起  ~略~このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。~略~</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和2年7月17日閣議決定]  4. オープン・イノベーションの推進  (2) 新たに講ずべき具体的施策  ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進  ア) 企業発オープン・イノベーションの促進  ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。</p> <p>○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ-[令和2年6月30日総務省]  4. Beyond 5G 推進戦略  4-2. 研究開発戦略  (3) 具体的な施策  (研究開発税制による支援)  国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進  施策目標 41 技術研究開発を推進するに包含</p>
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%(官民研究開発投資目標(対GDP比 4%以上))にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。  なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。また、平成30年度経済産業省アンケート調査では約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○利用実績(うち、資本金1億円以下の法人分)  適用事業者(法人)数  &lt;総額型(拡充)&gt;  平成28年度 3,568 法人(781 法人)  平成29年度 4,102 法人(1,186 法人)  平成30年度 3,822 法人(1,017 法人)  令和元年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)  令和2年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)  &lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成28年度 5,380 法人(5,368 法人)</p>

平成 29 年度 5,411 法人(5,391 法人)  
 平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人)  
 令和元年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)  
 令和 2 年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)  
 <オープンイノベーション型(拡充)>  
 平成 28 年度 397 法人(189 法人)  
 平成 29 年度 503 法人(234 法人)  
 平成 30 年度 580 法人(283 法人)  
 令和元年度 580 法人(283 法人)(見込み)  
 令和 2 年度 580 法人(283 法人)(見込み)  
 ※平成 28～30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。  
 ※令和元年度、令和2年度は、「令和2年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出することとしているが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。

○将来推計

適用企業数

令和 3 年度

- ・総額型 3,822/事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690/事業年度
- ・オープンイノベーション型 580/事業年度

令和 4 年度

- ・総額型 3,822/事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690/事業年度
- ・オープンイノベーション型 580/事業年度

令和 5 年度

- ・総額型 3,822/事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690/事業年度
- ・オープンイノベーション型 580/事業年度

※適用件数に 471 4714 年度、5 年度は、令和元年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 30 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60



輸送用機械	225	21
金属製品	180	56
その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471
機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141
金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているためと考えられる。

○平成30年度総額型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181
その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270
卸売業	4,329	4,300
その他	1,950	1,930

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
-----	------	-----------------

		総計	8,403	370
		製造業	6,537	235
		化学工業	3,601	156
		機械製造業	832	20
		電気機械	430	17
		食料品	67	9
		輸送用機械	963	2
		金属製品	21	8
		その他製造業	623	23
		サービス業	333	50
		卸売業	213	28
		その他	1,320	57
		(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
		<p>※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成30年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3兆円)のうち、製造業の割合は86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は13.5%となっている。</p> <p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成30年の適用は5人(適用金額0百万円)となっている。また、それ以前の平成28及び平成29年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>		
	②: 適用額	<p>○減収額実績</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 4,939億円(48億円)</p> <p>平成29年度 6,102億円(64億円)</p> <p>平成30年度 5,751億円(57億円)</p> <p>令和元年度 5,751億円(57億円)(見込み)</p> <p>令和02年度 5,751億円(57億円)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 260億円(257億円)</p> <p>平成29年度 297億円(296億円)</p> <p>平成30年度 357億円(357億円)</p> <p>令和元年度 357億円(357億円)(見込み)</p> <p>令和02年度 357億円(357億円)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 42億円(1.6億円)</p> <p>平成29年度 81億円(1.8億円)</p> <p>平成30年度 84億円(3.7億円)</p> <p>令和元年度 84億円(3.7億円)(見込み)</p>		

	令和 02 年度 84 億円(3.7 億円)(見込み)
	(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	○将来推計
	適用金額
	令和3年度
	総額型 5,751 億円
	中小企業技術基盤強化税制 357 億円
	オープンイノベーション型 84 億円
	令和4年度
	総額型 5,751 億円
	中小企業技術基盤強化税制 357 億円
	オープンイノベーション型 84 億円
	令和5年度
	総額型 5,751 億円
	中小企業技術基盤強化税制 357 億円
	オープンイノベーション型 84 億円
	※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。
	(参考:地方税)
	<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>
	平成28年度 34 億円
	平成29年度 38 億円
	平成30年度 46 億円
	<オープンイノベーション型(拡充)>
	平成28年度 0.21 億円
	平成29年度 0.24 億円
	平成30年度 0.44 億円
	(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)
	○将来推計
	適用金額
	令和3年度
	中小企業技術基盤強化税制 46 億円
	オープンイノベーション型 0.44 億円
	令和4年度
	中小企業技術基盤強化税制 46 億円
	オープンイノベーション型 0.44 億円
	令和5年度
	中小企業技術基盤強化税制 46 億円
	オープンイノベーション型 0.44 億円

		<p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p>																										
	<p>③ 減収額</p>	<p>○減収額実績</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 4,939億円(48億円)</p> <p>平成29年度 6,102億円(64億円)</p> <p>平成30年度 5,751億円(57億円)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 260億円(257億円)</p> <p>平成29年度 297億円(296億円)</p> <p>平成30年度 357億円(357億円)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 42億円(1.6億円)</p> <p>平成29年度 81億円(1.8億円)</p> <p>平成30年度 84億円(3.7億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和3年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和5年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p> <p>(参考:地方税)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 34億円</p> <p>平成29年度 38億円</p> <p>平成30年度 46億円</p>		適用金額	令和3年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円	オープンイノベーション型	84億円	令和4年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円	オープンイノベーション型	84億円	令和5年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円	オープンイノベーション型	84億円
	適用金額																											
令和3年度																												
総額型	5,751億円																											
中小企業技術基盤強化税制	357億円																											
オープンイノベーション型	84億円																											
令和4年度																												
総額型	5,751億円																											
中小企業技術基盤強化税制	357億円																											
オープンイノベーション型	84億円																											
令和5年度																												
総額型	5,751億円																											
中小企業技術基盤強化税制	357億円																											
オープンイノベーション型	84億円																											

		<p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 28 年度 0.21 億円  平成 29 年度 0.24 億円  平成 30 年度 0.44 億円  (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、令和 2 年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和 2 年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。</p>		適用金額	令和 3 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和 4 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和 5 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	
	適用金額																						
令和 3 年度																							
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																						
オープンイノベーション型	0.44 億円																						
令和 4 年度																							
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																						
オープンイノベーション型	0.44 億円																						
令和 5 年度																							
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																						
オープンイノベーション型	0.44 億円																						
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>回復基調にあった我が国の研究開発費の対 GDP 比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2017 年度に上昇傾向に転じたが、まだ 2014 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3% 以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">2013</th> <th style="width: 10%;">2014</th> <th style="width: 10%;">2015</th> <th style="width: 10%;">2016</th> <th style="width: 10%;">2017</th> <th style="width: 10%;">2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3% 以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>		2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																	
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%																	
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%																	

		<p>⑤ 税込減を是認する理由等</p>	<p>統合イノベーション戦略 2020、第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4%増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化 現行の研究開発税制では、デジタル化、ビジネスモデルのサービス化の対応に求められる研究開発費が控除対象となっておらず、産業構造の転換を促し、我が国企業の競争力を維持・拡充していくためには、早急に是正が必要である。</p> <p>○総額型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>○人件費の「専ら要件」、Q&amp;A の「業務改善」の明確化</p> <p>研究開発税制については、平成 31 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増加インセンティブを良く強く働かす見直しを行うとともに、オープンイノベーションのさらなる促進のため、オープンイノベーション型の対象の拡大を行った。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究</p>

		<p>開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成 31 年度税制改正において、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションの成長を促す措置等を講じた。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、「リスクをとって利益をすぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、パッケージソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、SaaS に係る研究開発は対象外であり、製造業の製品開発であれば対象となるが、デジタル技術を活用したソリューションサービスだと対象外というように、税制の中立性が損なわれ、税制中立・公平な支援の観点からも妥当な措置となっていない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 29) (法人住民税:義)(地方税 48)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <p>(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化</li> <li>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</li> <li>○人件費の「専ら要件」、Q&amp;Aの「業務改善」の明確化</li> </ul> <p>(延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで))</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
5	担当部局	大臣官房技術調査課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除

	<p>昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除</p> <p>昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除</p> <p>昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算</p> <p>平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</p> <p>平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社 内で支出する試験研究費を税額控除の対象に 追加)</p> <p>平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験 研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、 当期の試験研究費の額を超える場合 (当期の 試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前 期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場 合に限る) には、その比較試験研究費の額を 超える部分の金額の 15%相当額を税額控除す る) 制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人 (所得) 税 額の 12%相当額 (特別試験研究の額がある場 合には、その支出額の 15%相当額を加算する こととし、当期の法人 (所得) 税額の 14%相 当額を限度) に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。</p> <p>平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験 研究機関等に該当する特定独立行政法人との 共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p> <p>平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創 設。</p> <p>平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。 縮減 税額控除増加型: 昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制: 昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度: 平成 5 年度創設</p>
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型:平成 15 年度創設</li> <li>・高水準型:平成 20 年度創設</li> <li>・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更</li> <li>・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。</li> <li>・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</li> <li>・平成 31 年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和 2 年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 2 年度末まで)</li> </ul>	
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ</li> <li>○ クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化</li> <li>○ オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</li> <li>○ 人件費の「専ら要件」、Q&amp;A の「業務改善」の明確化</li> </ul> <p>(以上、恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総額型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> <li>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> <li>○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2 年間延長(4 年度末まで))</li> </ul>	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 30 年度:19.5 兆円)の約 7 割(同:14.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度) [平成 28 年 1 月 22 日閣議決定]</li> </ul> <p>第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化</p>

			<p>(5) 未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017 [平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii) 我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2020 [令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第3章 知の社会実装</p> <p>(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○ 目標</p> <p>&lt;研究開発投資の促進&gt;</p> <p>・政府研究開発投資目標(対GDP比1%(第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>&lt;民間研究開発投資の促進&gt;</p> <p>○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針) [令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて</p> <p>5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革</p> <p>(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進</p> <p>～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創業研究、デジタル化・リモート化やAI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～</p> <p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く</p> <p>1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ「ウィズコロナ」の経済戦略</p> <p>(4) 消費など国内需要の喚起</p> <p>～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最</p>
--	--	--	---

		<p>先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>ア) 企業発オープン・イノベーションの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。</li> </ul> <p>○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ- [令和2年6月30日総務省]</p> <p>4. Beyond 5G 推進戦略</p> <p>4-2. 研究開発戦略</p> <p>(3) 具体的な施策</p> <p>(研究開発税制による支援)</p> <p>国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進</p> <p>施策目標 41 技術研究開発を推進するに包含</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%(官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上))にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成30年度経済産業省アンケート調査では約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>利用実績(うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成29年度 4,102 法人(1,186 法人)</p> <p>平成30年度 3,822 法人(1,017 法人)</p> <p>令和元年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)</p> <p>令和2年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成28年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成29年度 5,411 法人(5,391 法人)</p>

平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人)  
 令和元年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)  
 令和 2 年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)  
 <オープンイノベーション型(拡充)>  
 平成 28 年度 397 法人(189 法人)  
 平成 29 年度 503 法人(234 法人)  
 平成 30 年度 580 法人(283 法人)  
 令和元年度 580 法人(283 法人)(見込み)  
 令和 2 年度 580 法人(283 法人)(見込み)  
 ※平成 28～30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。  
 ※令和元年度、令和2年度は、「令和2年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出することとしているが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。

○将来推計

適用企業数

令和 3 年度

- ・総額型 3,822／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690／事業年度
- ・オープンイノベーション型 580／事業年度

令和 4 年度

- ・総額型 3,822／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690／事業年度
- ・オープンイノベーション型 580／事業年度

令和 5 年度

- ・総額型 3,822／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690／事業年度
- ・オープンイノベーション型 580／事業年度

※適用件数に 471 4714 年度、5 年度は、令和元年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 30 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60
輸送用機械	225	21
金属製品	180	56

その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471
機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141
金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型について

は、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているためと考えられる。

○平成 30 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181
その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016

(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270
卸売業	4,329	4,300
その他	1,950	1,930

(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	8,403	370
製造業	6,537	235
化学工業	3,601	156
機械製造業	832	20
電気機械	430	17
食料品	67	9



		<table border="1"> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>963</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>21</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>623</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>333</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>213</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,320</td> <td>57</td> </tr> </table> <p>(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p> <p>※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成 30 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は 13.5%となっている。</p> <p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成 30 年の適用は5人(適用金額0百万円)となっている。また、それ以前の平成 28 及び平成 29 年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>	輸送用機械	963	2	金属製品	21	8	その他製造業	623	23	サービス業	333	50	卸売業	213	28	その他	1,320	57
輸送用機械	963	2																		
金属製品	21	8																		
その他製造業	623	23																		
サービス業	333	50																		
卸売業	213	28																		
その他	1,320	57																		
②	適用額	<p>○減収額実績</p> <p>&lt;総額型(拡充)&gt;</p> <p>平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)</p> <p>平成 29 年度 6,102 億円(64 億円)</p> <p>平成 30 年度 5,751 億円(57 億円)</p> <p>令和元年度 5,751 億円(57 億円)(見込み)</p> <p>令和 02 年度 5,751 億円(57 億円)(見込み)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;</p> <p>平成 28 年度 260 億円(257 億円)</p> <p>平成 29 年度 297 億円(296 億円)</p> <p>平成 30 年度 357 億円(357 億円)</p> <p>令和元年度 357 億円(357 億円)(見込み)</p> <p>令和 02 年度 357 億円(357 億円)(見込み)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;</p> <p>平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)</p> <p>平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)</p> <p>平成 30 年度 84 億円(3.7 億円)</p> <p>令和元年度 84 億円(3.7 億円)(見込み)</p> <p>令和 02 年度 84 億円(3.7 億円)(見込み)</p> <p>(出典: 財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">適用金額</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84 億円</td> </tr> </table>		適用金額	令和3年度		総額型	5,751 億円	中小企業技術基盤強化税制	357 億円	オープンイノベーション型	84 億円								
	適用金額																			
令和3年度																				
総額型	5,751 億円																			
中小企業技術基盤強化税制	357 億円																			
オープンイノベーション型	84 億円																			

	<p>令和4年度 総額型 5,751 億円 中小企業技術基盤強化税制 357 億円 オープンイノベーション型 84 億円</p> <p>令和5年度 総額型 5,751 億円 中小企業技術基盤強化税制 357 億円 オープンイノベーション型 84 億円</p> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p> <p>(参考: 地方税) ＜中小企業技術基盤強化税制(拡充)＞ 平成28年度 34 億円 平成29年度 38 億円 平成30年度 46 億円 ＜オープンイノベーション型(拡充)＞ 平成28年度 0.21 億円 平成29年度 0.24 億円 平成30年度 0.44 億円 (出典: 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p>		適用金額	令和3年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和4年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和5年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円
	適用金額																				
令和3年度																					
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																				
オープンイノベーション型	0.44 億円																				
令和4年度																					
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																				
オープンイノベーション型	0.44 億円																				
令和5年度																					
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																				
オープンイノベーション型	0.44 億円																				
③ 減収額	<p>○減収額実績</p> <p>＜総額型(拡充)＞ 平成28年度 4,939 億円(48 億円) 平成29年度 6,102 億円(64 億円) 平成30年度 5,751 億円(57 億円)</p>																				

	<p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成 28 年度 260 億円(257 億円)  平成 29 年度 297 億円(296 億円)  平成 30 年度 357 億円(357 億円)  &lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)  平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)  平成 30 年度 84 億円(3.7 億円)  (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84 億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84 億円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p> <p>(参考:地方税)</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制(拡充)&gt;  平成 28 年度 34 億円  平成 29 年度 38 億円  平成 30 年度 46 億円  &lt;オープンイノベーション型(拡充)&gt;  平成 28 年度 0.21 億円  平成 29 年度 0.24 億円  平成 30 年度 0.44 億円  (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> </tbody> </table>		適用金額	令和3年度		総額型	5,751 億円	中小企業技術基盤強化税制	357 億円	オープンイノベーション型	84 億円	令和4年度		総額型	5,751 億円	中小企業技術基盤強化税制	357 億円	オープンイノベーション型	84 億円	令和5年度		総額型	5,751 億円	中小企業技術基盤強化税制	357 億円	オープンイノベーション型	84 億円		適用金額	令和3年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円
	適用金額																																
令和3年度																																	
総額型	5,751 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	357 億円																																
オープンイノベーション型	84 億円																																
令和4年度																																	
総額型	5,751 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	357 億円																																
オープンイノベーション型	84 億円																																
令和5年度																																	
総額型	5,751 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	357 億円																																
オープンイノベーション型	84 億円																																
	適用金額																																
令和3年度																																	
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																																

		<p>オープンイノベーション型 0.44 億円 令和 4 年度 中小企業技術基盤強化税制 46 億円 オープンイノベーション型 0.44 億円 令和 5 年度 中小企業技術基盤強化税制 46 億円 オープンイノベーション型 0.44 億円</p> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、令和 2 年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和 2 年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。</p>																					
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>回復基調にあった我が国の研究開発費の対 GDP 比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3% 以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3% 以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>		2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																	
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%																	
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%																	
⑤	税収減を是認する理由等	<p>統合イノベーション戦略 2020、第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4% 増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の</p>																					

			<p>割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化      現行の研究開発税制では、デジタル化、ビジネスモデルのサービス化の対応に求められる研究開発費が控除対象となっておらず、産業構造の転換を促し、我が国企業の競争力を維持・拡充していくためには、早急に是正が必要である。</p> <p>○総額型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで))</p> <p>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>○人件費の「専ら要件」、Q&amp;Aの「業務改善」の明確化</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増加インセンティブを良く強く働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションのさらなる促進のため、オープンイノベーション型の対象の拡大を行った。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションの成長を促す措置等を講じた。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益をすぐには稼げない研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点か</p>

		<p>ら、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、パッケージソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、SaaSに係る研究開発は対象外であり、製造業の製品開発であれば対象となるが、デジタル技術を活用したソリューションサービスだと対象外というように、税制の中立性が損なわれ、税制中立・公平な支援の観点からも妥当な措置となっていない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義) (国税 28)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第66条の10、第68条の94 租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121
5	担当部局	総合政策局 技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその付帯設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権

			利を除外 平成 30 年度 適用期限延長(3 年間)
8	適用又は延長期間		3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、継続的なイノベーションを創出し、持続的な経済成長を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 4. オープン・イノベーションの推進 (2)あらたに講ずべき具体的施策 iv)自律的なイノベーション・エコシステムの構築 新型コロナウイルス感染症の拡大により、イノベーション・エコシステムへの影響が広範に生じている。スタートアップ企業への経済的打撃が顕著となり、また新たなスタートアップ企業の源となる産学官のオープン・イノベーションにも停滞が生じるおそれがある。さらに、大学や民間企業の研究開発、特に国際共同研究の停止や遅れが懸念される。一方、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要となっている。 かかる状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現する。 ①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 イ)産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化 ・技術研究組合(CIP)の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。  ○統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月17日閣議決定) 第2章 知の創造 (1)価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等) ○目指すべき将来像 ・研究力の持続的な向上に向けて、研究者を魅力ある職業にするため、若手からトップ研究者に至るまで意欲ある研究者に、魅力ある研究環境を提供。 &lt;ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)&gt; ・国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、国際的な頭脳循環や産学官の人材流動を促進し、世界の若手・女性などの多様で優れた人材が我が国に集い、国際研究協力を含め、本格的な共同研究を多数実現。 《オープンイノベーションの推進》 ○CIP(技術研究組合)の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020年4月に改訂された、「CIP(技術研究組合)の設立・運営等ガイドライン」により、CIPの設立手続・運営に係る事項の明確化を実施する。2021年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続の簡素</p>



		<p>化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。</p> <p>第3章 知の社会実装  (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進  ○ 目標  &lt; 研究開発投資の促進 &gt;  ・政府研究開発投資目標(対 GDP 比 1%(第5期基本計画期間中の GDP の名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</p>																				
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進  施策目標 41 技術研究開発を推進する  に包含</p>																				
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  試験研究を共同して行う技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大することを目標とする。</p> <p>(測定指標)  技術研究組合の事業費である研究開発費を増加させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  技術研究組合を利用した共同研究及び研究開発投資が促進されることにより、継続的なイノベーション創出に寄与する。</p>																				
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>➤ 平成 28～令和元年度(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和 2～5 年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2 年度 (見込み)</th> <th>令和 3 年度 (見込み)</th> <th>令和 4 年度 (見込み)</th> <th>令和 5 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足)  ・平成 28～30 年度実績値は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。  ・令和元年実績値は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。  ・令和 2 年度見込み値は、令和 2 年 4 月～6 月に技術研究組合に対し実施した適用数等のアンケート調査に基づき記載。  ・令和 3～5 年度見込み値は、各年度直近 3 年間の適用件数平均値を記載。</p>	年度 区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	適用件数 (組合数)	15	10	15	13	年度 区分	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	14	14	14	14
年度 区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																		
適用件数 (組合数)	15	10	15	13																		
年度 区分	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)																		
適用件数 (組合数)	14	14	14	14																		

		<p>・前回評価時には、14件(平成29年度～令和2年度平均)の適用を見込んでおり、実績は13件(平成28年度～令和元年度平均)であることから、現状の適用件数が想定外に僅少ではない。</p>																				
②	適用額	<p>➤ 平成28～令和元年度(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>595</td> <td>1,587</td> <td>2,472</td> <td>9,999</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>2,486</td> <td>4,986</td> <td>5,823</td> <td>4,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28～30年度実績値については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</li> <li>・令和元年実績値は、令和2年4月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。</li> <li>・令和2年度見込み値は、令和2年4月～6月に技術研究組合に対し実施した適用数等のアンケート調査に基づき記載。</li> <li>・令和3年度～5年度見込み値は、各年度直近3年間の適用額平均を記載。</li> </ul> <p>本措置については、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に特定の者に偏ってはいない。</p>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	9,999	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用額 (百万円)	2,486	4,986	5,823	4,432
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																		
適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	9,999																		
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																		
適用額 (百万円)	2,486	4,986	5,823	4,432																		
③	減収額	<p>➤ 平成28～令和元年度(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>110</td> <td>453</td> <td>138</td> <td>1,743</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>433</td> <td>869</td> <td>1,015</td> <td>773</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28～30年度実績値は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人実効税率を乗じて算出。</li> <li>・令和元年実績値は、令和2年4月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に法人実効税率(平成30年度以降の法人税率29.74%を適用)及び係数を乗じて算出。</li> <li>・令和2年度見込み値は、令和2年4月～6月に技術研究組合に対し実施したアンケートの適用額に法人実効税率(平成30年度以降の</li> </ul>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	減収額 (百万円)	110	453	138	1,743	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	減収額 (百万円)	433	869	1,015	773
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																		
減収額 (百万円)	110	453	138	1,743																		
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																		
減収額 (百万円)	433	869	1,015	773																		

		<p>法人税率 29.74%を適用)及び係数を乗じて算出。          ・令和 3～5 年度見込み値は、各年度直近 3 年間の適用額の平均に法人実効税率(平成 30 年度以降の法人税率 29.74%を適用)及び係数を乗じて算出。</p> <p>(令和元年度以降の減収額算定式)          適用額×法人実効税率×係数(0.586)          係数=平成 28～30 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。          (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>																																																		
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          技術研究組合の所得計算の特例による研究開発投資へのインセンティブの付与により、技術研究組合の事業費である研究開発費が増加し、継続的なイノベーションの創出が図られた。</p> <p>○ 租税特別措置等による達成目標の実現状況</p> <p>➤ 平成 28～令和元年度(実績)</p> <p>事業費は、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度には前年度比で増加した(それぞれ、7.2%、6.8%、15.3%増)。</p> <table border="1" data-bbox="595 936 1418 1279"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>40,517</td> <td>43,449</td> <td>46,392</td> <td>53,485</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>60</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1 組合当たり事業費</td> <td>675</td> <td>776</td> <td>814</td> <td>891</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>-</td> <td>7.2%</td> <td>6.8%</td> <td>15.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和 2～5 年度(将来)</p> <p>事業費は、各年度とも、前年度比で上昇する見込み。令和 2 年度の事業費が前年度比で減少する見込みである理由としては、前年度の大型プロジェクトに伴う反動減が予想される。</p> <table border="1" data-bbox="595 1429 1418 1809"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 2 年度(見込み)</th> <th>令和 3 年度(見込み)</th> <th>令和 4 年度(見込み)</th> <th>令和 5 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>44,342</td> <td>47,953</td> <td>51,867</td> <td>56,096</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>63</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>1 組合当たり事業費</td> <td>752</td> <td>786</td> <td>823</td> <td>963</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>-17.1%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補足)</p> <p>・平成 28～令和元年度(実績)は、令和 2 年 4 月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。          ・平成 28 年度の対前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合以外の事業費データがないため、算出不可。</p>	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485	組合数	60	56	57	60	1 組合当たり事業費	675	776	814	891	対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%	区分	令和 2 年度(見込み)	令和 3 年度(見込み)	令和 4 年度(見込み)	令和 5 年度(見込み)	事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096	組合数	59	61	63	65	1 組合当たり事業費	752	786	823	963	対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%
区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																																																
事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485																																																
組合数	60	56	57	60																																																
1 組合当たり事業費	675	776	814	891																																																
対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%																																																
区分	令和 2 年度(見込み)	令和 3 年度(見込み)	令和 4 年度(見込み)	令和 5 年度(見込み)																																																
事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096																																																
組合数	59	61	63	65																																																
1 組合当たり事業費	752	786	823	963																																																
対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%																																																

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度(見込み)は、令和2年4月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)及び令和2年度組合設立予定者からのヒアリングに基づき作成。</li> <li>・令和3～5年度(見込み)は、平成21年度～令和元年度の事業費の対前年度伸び率の平均(+8.2%)及び組合の増減数の平均(+2)を算出し、推計。</li> <li>・前回評価時には、約14件(平成29～32年度見込み値平均)の適用を想定し、約13件(平成29～32年度実績値平均)、実績があることから想定外に僅少ではない。</li> </ul> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</li> </ul>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。</li> <li>令和2年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の1/3を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった13組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は6組合であった。</li> <li>上記より、圧縮記帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。</li> <li>○ 令和元年度における、所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算(※)した場合、減収額の約4.19倍となり、令和2～5年度においても同様の効果が期待されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</li> <li>※令和2年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</li> <li>具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・押しあげ効果=押しあげ額÷減収額</li> <li>・減収額=適用額×法人税率(23.2%)</li> <li>・押し上げ額=適用額×押し上げ率(「技術研究組合の圧縮記帳制度がない場合と比較して、試験研究用資産の取得はどの程度押し上げられたか」の率)</li> </ul> </li> </ul>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</li> <li>○ 出資制の法人は、構成員からの拠出金（資本金）が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金（賦課金）が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則（法人税法第46条）で、圧縮記帳が認められている。以上を踏まえ、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から、技術研究組合の圧縮記帳は必要。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 21) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。  割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和4年度末まで2年間延長する。
		《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域)

		<p>に類する地区:建物等 7/100)</p> <p>平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標:25: 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>平成29年度:143件(実績) 平成30年度:156件(実績) 令和元年度:150件(実績) 令和2年度:162件(見込み) 令和3年度:161件(見込み) 令和4年度:170件(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照。</p>



	② 適用額	<p>平成 29 年度: 823 百万円(実績)  平成 30 年度: 923 百万円(実績)  令和元年度: 1,529 百万円(実績)  令和 2 年度: 1,816 百万円(見込み)  令和 3 年度: 2,041 百万円(見込み)  令和 4 年度: 2,224 百万円(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。  ※令和 2 年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。  ※事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。  ※算定根拠については別紙参照。</p>
	③ 減収額	<p>平成 29 年度: 193 百万円  平成 30 年度: 216 百万円  令和元年度: 355 百万円  令和 2 年度: 421 百万円  令和 3 年度: 473 百万円  令和 4 年度: 516 百万円</p> <p>※令和元年度以前は、関係都道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値。  ※令和 2 年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。  ※算定根拠については別紙参照。</p> <p><b>【法人住民税・法人事業税】</b>  総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において「影響額」が整理されているため参考として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人住民税(道府県民税+市町村民税)  平成 29 年度: 11,693 百万円  平成 30 年度: 21,801 百万円</li> <li>・法人事業税  平成 29 年度: 12,387 百万円  平成 30 年度: 27,167 百万円</li> <li>・地方法人特別税  平成 29 年度: 10,355 百万円  平成 30 年度: 19,419 百万円</li> </ul>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 29 年度:1.02(実績値) 平成 30 年度:1.09(実績値) 令和元年度:1.15(実績値)</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 355 百万円(令和元年度)に対し、特例措置対象業者においては 62,894 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業(69百万円(令和2年度当初、国費))</p> <p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 7 月 (H30 国交 05)

半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

## ○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	140	152	194
法人税率 (%)	23.4	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	38	37	35
	適用額 (百万円)	301	151	320
	減収額 (百万円)	70	35	74
計	適用件数 (件)	143	156	150
	適用額 (百万円)	823	923	1,529
	減収額 (百万円)	193	216	355

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果を基に算出した値。

※「計」は、上段の新規分に継続分を加えた数値。

## ○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
税率 (%)	23.2	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	39	43	47
	適用額 (百万円)	397	438	484
	減収額 (百万円)	92	102	112
計	適用件数 (件)	162	161	170
	適用額 (百万円)	1,816	2,041	2,224
	減収額 (百万円)	421	473	516

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

## ○適用件数・適用額・減収額算出根拠

## 【新規】

## ・R2年度見込み

## &lt;適用件数&gt;

$$(35 \times (10.3 / 100 + 1)) \div 39$$

$$(R1年度新規適用件数 \times (過去5カ年度の新規適用件数の平均増減率 (\%) / 100 + 1))$$

平均増減率：H27→H28 (+63.0%)、H28→H29 (-13.6%)、  
H29→H30 (-2.6%)、H30→R1 (-5.4%) の単純平均

<適用額>

1 件あたり適用額：1,529（百万円）／150 = 10.19（百万円）

R2年度適用見込額：10.19（百万円）× 39 = 397.41（百万円）

1 件あたり適用額：R1年度適用額（計）／適用件数（計）

R2年度適用見込額：1 件あたり適用額 × R2年度適用見込件数

<減収額>

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

・ R3、R4年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

R2年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R2年度見込み

<適用件数・適用額>

前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H27年度実績を除いて算出。

<減収額>

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

・ R3、R4年度見込み

R2年度と同様の考え方であるが、H28年度、H29年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH28、H29実績を除いて算出。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 22) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・離島振興法(昭和28年法律第72号) 第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第3項柱書及び表第2号、第45条第2項柱書及び表第2号、第68条の27第2項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第6条の3第12項第2号、第13項第2号、第16項及び第17項、第28条の9第12項第2号、第14項第2号、第17項及び第18項、第39条の56第2項第2号、第4項第2号及び第6項
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年間延長 平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年間延長

		<p>平成 19 年度 適用期限の2年間延長          拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年間延長          拡充(情報サービス業を追加)          除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組          拡充(農林水産物等販売業を追加)          拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる))          拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2 年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。          そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的发展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》          ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条          租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。          ○経済財政運営と改革の基本方針 2019 第 2 章 3(5)(令和元年 6 月 21 日閣議決定)          人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標: 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備          施策目標: 39 離島等の振興を図るに包含</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。          ○離島振興対策実施地域の人口          令和元年度: 360 千人→令和 4 年度目標値 336 千人以上          ○目標値設定の根拠</p>

			<p>平成 28 年度末～令和元年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和 4 年度末の当該地域の人口推計値は 336 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1 は、関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出。          2 R2 は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数(5件)を基にし、R3、R4 においては、R2 の見込件数並みとした。</p> <p><b>【算出過程】</b>          ・R2 適用見込件数=R1 からの継続件数(20件)+R2 適用見込件数(新規5件)          R2 の適用見込件数(新規)は5件なので(関係都道府県への調査による)、R3、R4 も R2 並みとした。          ・R3 適用見込件数=R2 からの継続件数(23件)+R3 適用見込件数(新規5件)          ・R4 適用見込件数=R3 からの継続件数(26件)+R4 適用見込件数(新規5件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用件数	6	16	20	25	28	31
		年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)									
適用件数	6	16	20	25	28	31											
② 適用額	<p>○適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>85</td> <td>99</td> <td>94</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1 は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。          2 R2 は関係都道府県から聞き取った見込み金額を基に算出し、R3、4 は R2 の見込件数(継続含む)の取得価額の1件当たりの平均を取得価額として、適用額を算出した。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用額	7	42	85	99	94	85		
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)											
適用額	7	42	85	99	94	85											



		<p><b>【算出過程】</b>  R1 適用額＝H30 適用額(継続)＋R1 適用額(新規)  R2 適用額＝R1 適用額(継続)＋R2 適用額(新規)  R3 適用額＝R2 適用額(継続)＋R3 適用額(新規)  R4 適用額＝R3 適用額(継続)＋R4 適用額(新規)</p> <p><b>【計算式】</b>  取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
	<p>③: 減収額</p>	<p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 707 1418 904"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。  2 計算式は以下のとおり。  適用額×法人税率※  ※H29 は 23.4%、H30～R4 は 23.2%を用いて算出。</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり、算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。</p> <p><b>【法人住民税】</b>  減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額  法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率  法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率  ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p> <p><b>【法人事業税】</b>  減収額＝適用額×法人事業税率  ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	法人税	2	9	19	23	21	19	法人住民税	0.2	1	3	3	3	3	法人事業税	1	7	15	16	15	14
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																								
法人税	2	9	19	23	21	19																								
法人住民税	0.2	1	3	3	3	3																								
法人事業税	1	7	15	16	15	14																								
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況  政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成 29 年度(平成 30 年 4 月 1 日時点)の離島人口は約 375 千人となっており、人口減少に歯止めがかかっていない状態である。</p>																												

		<p>○達成目標の実現状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>375</td> <td>367</td> <td>360</td> <td>351</td> <td>344</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1 は、住民基本台帳の登録人数。 2 R2～R4 の見込み値は、H29～R1 までの人口増減率の数値を平均したものを乗じて算出。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う 新規雇用数</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～1 の新規雇用数については、関係都道府県へ行った調査で確認した人数。 2 R2～R4 は、R2 の新規雇用数の見込み数。それをもとに R3、R4 も同数と見込み算出。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	人口	375	367	360	351	344	336	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	取得に伴う 新規雇用数	11	13	19	9	9	9
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																								
人口	375	367	360	351	344	336																								
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																								
取得に伴う 新規雇用数	11	13	19	9	9	9																								
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、租税減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>																												
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は最終的な納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>																												
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																												
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>																												

12	有識者の見解	なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 06)

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

## ○適用実績

	年度	H29	H30	R1
		産業の振興に関する計画策定市町村数	38	50
	法人税率（％）	23.4	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	10	6
	適用額（百万円）	5	35	52
規	減収額（百万円）	1	8	12
	適用件数（件）	4	6	14
続	適用額（百万円）	2	7	33
	減収額（百万円）	1	1	7
計	適用件数（件）	6	16	20
	適用額（百万円）	7	42	85
	減収額（百万円）	2	9	19

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県からの調査で確認書の発行件数をもとに算出した。

※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

## ○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
		産業の振興に関する計画策定市町村数	109	109
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	5	5	5
	適用額（百万円）	28	7	7
規	減収額（百万円）	6	1	1
	適用件数（件）	20	23	26
続	適用額（百万円）	71	87	78
	減収額（百万円）	17	20	18
計	適用件数（件）	25	28	31
	適用額（百万円）	99	94	85
	減収額（百万円）	23	21	19

※令和2年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和3、4年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

## ○算出根拠

## 【新規】

・令和2年度見込み（関係都道府県への調査による）

<適用件数>見込み件数は5件。

<適用額>見込み件数で上がった数値をもとに算出した。

R2年度適用見込額＝継続適用額＋新規（R2見込）適用額

<減収額>R2適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

・令和3、4年度見込み

<適用件数>令和2年度の見込み件数並みとした。

<減収額>令和2年度の適用見込み件数（継続含む）の1件当たりの取得価額平均を用いて、適用額を算出した。

<減収額>適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じて算出した。

## 【継続】

・当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込み件数（額）。

## 【計】

・当該年度の新規（初年）見込み件数（額）と継続（2年目以降）見込み件数（額）を合算したもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 23) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項</li> <li>・租税特別措置法第 12 条第 3 項柱書及び表第 3 号、第 45 条第 2 項柱書及び表第 3 号、第 68 条の 27 第 2 項柱書及び表第 3 号</li> <li>・租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項第 3 号、第 13 項第 3 号、第 18 項及び第 19 項、第 28 条の 9 第 12 項第 3 号、第 14 項第 3 号、第 19 項及び第 20 項、第 39 条の 56 第 2 項第 3 号、第 4 項第 3 号及び第 7 項</li> </ul>
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)</p> <p>平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)</p> <p>平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p> <p>平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区)</p>

			<p>(機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限を1年間延長 平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長 令和元年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p>

		<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019 第2章3(5)(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。また、「スマートアイランド」の推進により離島地域の課題解決を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向をする。</p> <p>(測定指標)</p> <p>奄美群島の総人口 令和5年度 103千人以上 (令和元年度末現在 107千人)</p> <p>※住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。</p>
10 有効性等	① 適用数	<p>平成 29 年度: 5件 平成 30 年度: 8件 令和 元年度: 6件 令和 2年度: 6件(見込) 令和 3年度: 9件(見込) 令和 4年度: 12件(見込)</p> <p>適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補填実績を聞き取るにより算出した。</p> <p>令和2年度～令和4年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により推定した。令和2年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を2件と見込んでおり、令和元年度からの継続分と合わせて6件の適用を見込んでいる。令和3・4年度の新規設備投資件数については、令和2年度と同程度の新規案件が見込まれるものと仮定し、さらに今後の投資予定として地元市町村長等へのアンケート結果から、令和3年度は製造業1件、令和4年度は農林水産販売業1件の3件ずつの新規案件を各年で見込んでいる。</p> <p>当初の計画では、平均8件程度(H30～R元計画)を見込んでいたと</p>

		<p>ころ、本特例措置の適用数が平均7件であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。 ※算定根拠については別紙参照。</p>
②	適用額	<p>平成 29 年度: 9 百万円 平成 30 年度: 17 百万円 令和 元年度: 10 百万円 令和 2 年度: 9 百万円(見込) 令和 3 年度: 18 百万円(見込) 令和 4 年度: 20 百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額 = 取得価額 × 償却率 × 0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。</p>
③	減収額	<p>(法人税) 平成 29 年度: 2 百万円 平成 30 年度: 4 百万円 令和 元年度: 2 百万円 令和 2 年度: 2 百万円(見込) 令和 3 年度: 4 百万円(見込) 令和 4 年度: 5 百万円(見込)</p> <p>(法人住民税) 平成 29 年度: 0.3 百万円 平成 30 年度: 0.5 百万円 令和 元年度: 0.3 百万円 令和 2 年度: 0.3 百万円(見込) 令和 3 年度: 0.6 百万円(見込) 令和 4 年度: 0.7 百万円(見込)</p> <p>(法人事業税) 平成 29 年度: 0.6 百万円 平成 30 年度: 1 百万円 令和 元年度: 0.6 百万円 令和 2 年度: 0.6 百万円(見込) 令和 3 年度: 1 百万円(見込) 令和 4 年度: 1 百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。 (法人税) 減収額 = 適用額 × 法人税率 なお法人税率について平成 29 年度は 23.4%、平成 30 年度～令和 4 年度は 23.2%とした。 (法人住民税) 減収額 = 法人県民税減収額 + 法人市町村民税減収額</p>



		<p>法人県民税減収額＝(法人税減収額×県民税率)          法人市町村民税減収額＝(法人税減収額×市町村民税率)          (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一          覧表(総務省自治税務局)』による。)          (法人事業税)          減収額＝適用額×法人事業税率          (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自          治税務局)』による。)          ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目          標としていた平成 30 年度末総人口 112,000 人に対し、各年度末の総          人口は、住民基本台帳人口より、平成 29 年度末 109,515 人、平成 30          年度末 108,713 人、今期目標としている令和5年度末総人口 103,000          人に対し、令和元年度末時点の総人口は 107,040 人となっている。人          口減少傾向は続くと想定されるものの、奄美群島の社会減少数は減          少傾向にあり、目標としている鹿児島県並の社会増減率に近づきつつ          ある。(H26:鹿児島県△0.22%、奄美△0.68%→R 元:鹿児島県△0.21%、          奄美△0.35%)          前回要望時の初期の想定において、適用件数は平成 30 年度に6          件、令和元年度に 10 件程度を見込んでいたところ、実績は平成 30 年          度に8件、令和元年度も6件となっている。          本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備          投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待さ          れ、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。          このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確          保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住          の促進が見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指          標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人          口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就          業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本          租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就          業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対し          て効果的である。          (参考)          令和元年度 奄美群島における有効求人倍率 1.03 倍(全国:1.55 倍)          平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059          千円)</p> <p>平成 29 年度については、本租税特別措置の適用を受けた新規設          備投資は該当無しであるが、平成 30 年度・令和元年度については、3          件・1件であった。該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を实          施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は7人・2人で、その          家族を含めて合計 21 人の定住促進効果があり、奄美群島における人          口減少の抑制につながった。</p>

			<p>令和2～4年度については令和2年度が2件、令和3～4年度は3件ずつの本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資により合計18人の新規雇用の創出とその家族を含めた合計42人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成30年度・令和元年度の実績を基に算定した。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、本租税特別措置が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成29年度～令和元年度においては新規に適用となった件数は4件あり、9人の新たな雇用と21人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認するに足る効果が見込まれる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本租税特別措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30 国交 07)

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長  
適用実績・適用見込みについて

## ○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.4	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	0	3	1
	適用額 (百万円)	0	8	1
	減収額 (百万円)	0	2	0
継続	適用件数 (件)	5	5	5
	適用額 (百万円)	9	9	9
	減収額 (百万円)	2	2	2
計	適用件数 (件)	5	8	6
	適用額 (百万円)	9	17	10
	減収額 (百万円)	2	4	2

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県・市町村に聞き取った結果をもとに算出した値。

※新規・継続の別は鹿児島県・市町村からの聞き取り調査による。

## ○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	2	3	3
	適用額 (百万円)	3	9	4
	減収額 (百万円)	1	2	1
継続	適用件数 (件)	4	6	9
	適用額 (百万円)	6	9	16
	減収額 (百万円)	1	2	4
計	適用件数 (件)	6	9	12
	適用額 (百万円)	9	18	20
	減収額 (百万円)	2	4	5

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和2年度の適用見込みについて鹿児島県・市町村に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

## ○適用件数・適用額・減収額算出根拠

### 【適用件数】

- (R2) 令和2年度の新規案件については地元市町村へのアンケート結果・新聞記事等からの確認により、旅館業1件、情報サービス業1件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた6件を見込んでいる。
- (R3) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、製造業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続6件を見込んでいる。
- (R4) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、農林水産物等販売業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。  
また、前年度から継続9件を見込んでいる。

### 【適用額】

上記件数のうち、機械・装置（割増償却率 32%）については200%定率法、建物（割増償却率 48%）については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率(又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} & \text{(R2)} : \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & \quad 50 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 150 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & \quad 145 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 9 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(R3)} : \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & \quad 137 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 170 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & \quad 245 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 18 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{(R4)} : \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{機械・装置 (改定償却率0.250)} \\ & \quad + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ + & \quad 94 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 27 \text{ 百万円} \times 0.25 \times 0.32 \\ & \quad + 190 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 345 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & \quad = \text{計} \quad 20 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

### 【減収額】

適用額 × 法人税率

※法人税率についてはH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%にて計算を行った。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村における工業用機械等の割増償却										
2	対象税目	(法人税：義) (国税31) (法人住民税、法人事業税：義) (自動連動)										
	①: 政策評価の対象税目	(所得税：外) (住民税：外 (自動連動))										
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】										
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項（産業振興施策促進事項）を関係大臣（農林水産・総務・国土交通）の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域において、個人又は法人（中小企業者：資本金1億円以下）が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業（地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業）の用に供したときは、5年間の割増償却（償却限度額：機械・装置普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の36%）ができる制度。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>資本金5,000万円超の1億円以下の法人</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の規模の区分等</td> <td>制度の対象となる取得価格</td> </tr> <tr> <td>個人及び資本金1億円以下の法人</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>個人又は法人が産業振興施策促進事項に基づく、機械・装置等を取得した場合の割増償却について適用期限の2年延長を要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27</p>	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上	資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上	法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格	個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金5,000万円以下の法人	500万円以上											
資本金5,000万円超の1億円以下の法人	1,000万円以上											
法人の規模の区分等	制度の対象となる取得価格											
個人及び資本金1億円以下の法人	500万円以上											
5	担当部局	国土政策局地方振興課										
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成30年度～令和4年度										
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度：創設										

		<p>平成 23 年度：対象事業からソフトウェア業を除外し、適用期間を 2 年延長</p> <p>平成 25 年度：適用期間を 2 年延長</p> <p>平成 27 年度：適用期間を 2 年延長 対象業種を製造業、旅館業から地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業に見直し</p> <p>平成 29 年度：適用期間を 2 年延長</p> <p>平成 31 年度：適用期間を 2 年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約 5 割、森林面積の約 6 割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号） 第 3 条第 3 号 （略）観光の開発、地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成（略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>第 13 条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）の定めるところにより、山村の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン （平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 30 年 11 月 27 日改訂） Ⅱ 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。（略）地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する（略）。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や 6 次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。</p> <p>（略）とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p>

		<p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進</p> <p>(略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。</p> <p>② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保</p> <p>ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進</p> <p>農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。</p> <p>また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等</p> <p>(略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある商品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大</p> <p>イ 農畜産物や加工品の地域内消費</p> <p>農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ</p> <p>政策目標:7都市再生・地域再生の推進 施策目標:25都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p> <p>【参考】</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興</p> <p>《政策分野》</p> <p>地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置を講じることにより、産業振興施策促進事項を策定する市町村において、令和3年度以降、84件の投資が生じるものと想定し、133名の新規雇用者が創出されることを目標とする。これにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p> <p>(測定指標) : 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業の新規雇用者数</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は154人、投資見込件数は97件である。</p> <p>※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。</p> <p>ii 振興山村における投資1件当たりの新規雇用数は、  <math>154 \text{ (新規雇用数計 : 人)} \div 97 \text{ (投資数 : 件)} = \underline{1.6 \text{ 人/件}}</math>  <u>となる。</u></p> <p>iii 産業振興施策促進事項を策定する予定の市町村数は、令和2年度には累計154市町村、令和3年度には累計205市町村、令和4年度は累計で217市町村が見込まれる。(10①の下側の表参照) (農林水産省農村振興局地域振興課調べ)</p> <p>iv 産業振興施策促進事項の新規策定・更新を行った市町村において計画期間(5年間)で1件の投資が行われるとして、当概年度の投資予定を産業振興施策促進事項策定市町村の累計の20%(計画期間5年間で平準化した)と見込むと、</p> <p>令和3年度 : 投資件数 : <math>205 \times 0.2 = 41 \text{ 件}</math>  雇用増 : <math>41 \text{ 件} \times 1.6 \text{ 人/件} = 65 \text{ 人}</math></p> <p>令和4年度 : 投資件数 <math>217 \times 0.2 = 43 \text{ 件}</math>  雇用増 : <math>43 \times 1.6 \text{ 人/件} = 68 \text{ 人}</math></p> <p>となり、2年間での投資件数は84件、新規雇用数は133人が見込まれる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  (達成目標実施による寄与)</p> <p>i 経済波及効果の発現</p> <p>地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらし、販売単価の上昇等の効果が期待される。</p> <p>ii 定住人口の増加</p> <p>振興山村地域内に新たな雇用が生まれることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。</p>
--	--------------------------	--



			<p>iii 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>																																																																																																																								
10	有効性等	① 適用数	<p>前回評価を行った際に見込みとなっていた平成30年度から今般要望する延長要望期限である令和4年度（見込）までの適用数は以下のとおりである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度 (実績)</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R2年度 (見込)</th> <th>R3年度 (見込)</th> <th>R4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用件数については、法人税、法人住民税及び法人事業税において、同一件数となる。</p> <p>※2 平成30年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会報告等）の適用数を参照。</p> <p>※3 令和元年度の適用件数は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取りにより把握した実績値。</p> <p>※4 令和2年度～4年度の適用件数は、産業振興施策促進事項の作成見込み市町村数から推計。（推計の考え方参照）</p> <p>令和元年度までの適用実績が累計2件と低調となっているのは、税制を利用する前提となっている産業振興施策促進事項の策定数が35市町村と少なく（下表参照）、制度の普及が十分でなかったことが考えられる。</p> <p><b>（推計の考え方）</b> 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を新規策定・更新を行う市町村において、計画期間（5年間）で1件の投資が行われるとして、その事業者の約30%が税制特別措置を利用すると仮定し適用件数の見込みを算出している（下表参照）</p> <p>○ 振興山村における産業振興施策促進事項の策定予定及び租税特別措置適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(投資年度)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>累計策定</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>154</td> <td>205</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>投資件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>31</td> <td>41</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>(実績) 0</td> <td>(実績) 0</td> <td>(実績) 1</td> <td>(実績) 0</td> <td>(実績) 1</td> <td>(見込) 9</td> <td>(見込) 12</td> <td>(見込) 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ</p>		H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	適用件数	0	1	9	12	13	(投資年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H27	1	1	1	1	1	-	-	-	H28		4	4	4	4	4	-	-	H29			8	8	8	8	8	-	H30				12	12	12	12	12	R元					10	10	10	10	R2						120	120	120	R3							55	55	R4								20	累計策定	1	5	13	25	35	154	205	217	投資件数	0	1	3	5	7	31	41	43	適用件数	(実績) 0	(実績) 0	(実績) 1	(実績) 0	(実績) 1	(見込) 9	(見込) 12	(見込) 13
	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)																																																																																																																						
適用件数	0	1	9	12	13																																																																																																																						
(投資年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																																																																			
H27	1	1	1	1	1	-	-	-																																																																																																																			
H28		4	4	4	4	4	-	-																																																																																																																			
H29			8	8	8	8	8	-																																																																																																																			
H30				12	12	12	12	12																																																																																																																			
R元					10	10	10	10																																																																																																																			
R2						120	120	120																																																																																																																			
R3							55	55																																																																																																																			
R4								20																																																																																																																			
累計策定	1	5	13	25	35	154	205	217																																																																																																																			
投資件数	0	1	3	5	7	31	41	43																																																																																																																			
適用件数	(実績) 0	(実績) 0	(実績) 1	(実績) 0	(実績) 1	(見込) 9	(見込) 12	(見込) 13																																																																																																																			

② 適用額

(単位：百万円)

	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)
適用額	—	0.1	1.8	2.4	2.6

※1 平成30年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会報告等）の適用額を参照。

※2 令和元年度の適用額は、産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り（市町村が発行した確認書の発行実績）により把握した実績値。

※3 令和2年度～4年度の適用額は、産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。（推計の考え方参照）

【平成30年度】（実績）上記※1参照

適用額がないことから減収額なし。

【令和元年度】（実績）上記※2参照

574.2万円（投資額）÷17年（耐用年数）

×36%（割増償却率）＝12.2万円

取得した建物の種別：木工品の保管倉庫一式

耐用年数17年：減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より

【令和2年度～4年度】（見込）上記※3参照

（推計の考え方）

令和2年度～4年度の各年度の適用額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額（法人と個人の区別していない）より、投資1件当たりの適用額を19.7万円注と推定し、前掲の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。

注：投資1件当たりの適用額の算定根拠は、別紙を参照

令和2年度 9件 × 19.7万円/件 = 177万円

令和3年度 12件 × 19.7万円/件 = 236万円

令和4年度 13件 × 19.7万円/件 = 256万円

③ 減収額

	H30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)
法人税（百万円）	—	0.1	0.8	1.1	1.2
法人住民税（千円）	—	4	57	76	83
法人事業税（千円）	—	1.4	40	52	56
計					
事業税	—	1	29	38	41
地方法人特別税	—	0.4	—	—	—
特別法人事業税	—	—	11	14	15

※1 平成30年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会報告等）の減収額を参照。また、法人住民税及び法人事業税の金額は法人税の金額に一定係数を乗じ推計。

※2 令和元年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項を作成した市町村からの聞き取り（市町村が発行した確認書の発行実績）により把握した実績値。

法人住民税及び法人事業税：把握した実績値を元に一定係数を乗じ推計。

※3 令和2年度～4年度の適用額は、  
法人税：産業振興施策促進事項の作成済み市町村の状況及び作成予定数から推計。（推計の考え方参照）

法人住民税及び法人事業税：推計した法人税額を元に一定係数を乗じ推計。

#### 《法人税》

【平成30年度】（実績）上記※1参照  
適用数がないことから適用額なし。

【令和元年度】（実績）上記※2参照  
 $574.2 \text{万円（投資額）} \div 17 \text{年（耐用年数）} \times 36\% \text{（割増償却率）} \times 23.2\% \text{（法人税率）} = 3.0 \text{万円}$

【令和2年度～4年度】（見込）上記※3参照  
（推計の考え方）

令和2年度～4年度の各年度の減収額は、令和元年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの35市町村に記載された目標投資額より、投資1件当たりの減収額を9.1万円注と推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。

注：投資1件当たりの減収額の算定根拠は、別紙を参照  
（対象物当たりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=9.1万円）

令和2年度	9件	×	9.1万円/件	=	81.9万円
令和3年度	12件	×	9.1万円/件	=	109.2万円
令和4年度	13件	×	9.1万円/件	=	118.3万円

#### 《法人住民税、法人事業税》

○算出方法（令和元年9月30日以前開始の事業年度）

[法人住民税]

=減収額×住民税率12.9%（都道府県民税+市町村民税）

[法人事業税]

事業税=減収額×法人事業税率（3.4%）

地方法人特別税=事業税×地方法人特別税の税率（43.2%）

○算出方法（令和元年10月1日以降開始の事業年度）

[法人住民税]

=減収額×住民税率7.0%（都道府県民税+市町村民税）

[法人事業税]

事業税=減収額×法人事業税率（3.5%）

特別法人事業税=法人事業税×特別法人事業税の税率（37.0%）

【平成 30 年度】（実績）上記※ 1 参照  
適用額がないことから減収額なし。

【令和元年度】（実績）（1 件）

[法人住民税]30(千円) × 12.9% = 4(千円)

[法人事業税]

設備投資額: 5,742(千円)

事業税: 30 千円 × 3.4% = 1(千円)

地方法人特別税 = 1(千円) × 43.2% = 0.4(千円)

【令和2年度】（見込）（9件）

[法人住民税] 819(千円) × 7.0% = 57(千円)

[法人事業税]

事業税: 819(千円) × 3.5% = 29(千円)

特別法人事業税 = 29(千円) × 37.0% = 11(千円)

【令和3年度】（見込）（12 件）

[法人住民税]1,092(千円) × 7.0% = 76(千円)

[法人事業税]

事業税: 1,092(千円) × 3.5% = 38(千円)

特別法人事業税 = 38(千円) × 37.0% = 14(千円)

【令和4年度】（見込）（13 件）

[法人住民税]1,183(千円) × 7.0% = 83(千円)

[法人事業税]

事業税: 1,183(千円) × 3.5% = 41(千円)

特別法人事業税 = 41(千円) × 37.0% = 15(千円)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

[達成目標の実現状況]

(分析対象期間: 平成 30 年度～令和 4 年度)

	H30 年度 (実績)	R 1 年度 (実績)	R 2 年度 (実績)	R 3 年度 (見込)	R 4 年度 (見込)
雇用増加数	22	25	調査中	65	68

※ 本税制の活用を予定し新規投資を行い、新規雇用を行ったものの赤字計上等により課税対象とならず本税制を活用できなかった事例を含む。

【令和元年度】

令和元年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により、鳥取県八頭町の農家レストランで H30 年度に 22 名、R 元年度に 22 名の新規雇用を、また、岡山県西粟倉村の木工会社で R 元年度に 3 名の新規雇用を確認したところであり、計 25 名とした。令和 2 年度の新規雇用者数の調査については、コロナ禍の影響を考慮しつつ、今後実施する予定である。

前回評価時の令和元年度、令和 2 年度の目標（各年度の新規雇用者数 55 名・43 名）に対して、令和元年度は目標を下回っている。

【令和 2 年度】（年度終了後に実施予定）

年度終了後に産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査を行い確定する。

【令和3～4年度】（見込み）

産業施策促進事項の作成予定数から推計。

（目標とする新規雇用者数の算定根拠）

i 令和2年3月までに産業振興施策促進事項を策定した35市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は154人、投資件数は97件である。

ii これから、振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.6人/件となる。

$$\text{(式)} \quad 154 \text{ (新規雇用数計：人)} \div 97 \text{ (投資数：件)}$$

$$\approx 1.6 \text{ 人/件}$$

iii 令和2年度以降に産業振興施策促進事項を作成する予定の市町村数は、10-①の表に示すとおりであり、そこから推測される投資予定件数は、令和3年度が41件、令和4年度が43件である（農林水産省農村振興局地域振興課調べ）。

iv これにより期待される、新規雇用者数は以下のとおり

令和3年度： 41件 × 1.6人/件 = 65人

令和4年度： 43件 × 1.6人/件 = 68人

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本制度を活用して、農家レストランや木工会社の設備など地域資源を活用した製造業及び農産物等販売業の施設整備が行われており、一定の新規雇用を実現している事業者がある等、投資の促進、雇用の創出の両面から、本税制による効果が発現している。

なお、令和元年度に当初の目標に達することが出来なかったのは、当初の予定より産業振興施策促進事項の作成が伸びなかったためと考えられる。その後、市町村を対象に制度の説明会を実施するなどを行った結果、今後令和2年度以降は、10-①の表で示したように、産業振興施策促進事項の作成予定数が増加し令和4年度には累計217市町村となる見込みであるため、本税制を利用する環境が整えられることから、本税制を活用した振興山村における設備投資が増加し雇用数も増えていくと考えられる。

〔租税特別措置等が延長されなかった場合の影響〕（分析対象期間：令和3年度～令和4年度）

近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割（当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデー

			<p>タ)となっており単独で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は各地に散在し全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、施策として人口減少が進む振興山村地域において、地域内外の民間事業者が事業拡大できるように支援し雇用を創出するものである。</p> <p>本税制の利用にあたっては、市町村において産業振興施策促進事項を作成する必要がある、初期には市町村の事務負担等の影響から作成が遅れてきたが、令和元年～2年度にかけて市町村を対象とした説明等を丁寧に行い、制度の理解と普及に努めた結果、令和2年度以降の作成意向が大きく増えているところである。</p> <p>このように市町村において、制度の利用環境の整備が進められつつある状況であり、引き続き本税制の特別措置を2年間延長することが必要である。</p> <p>本特例措置は、人口減少が進む振興山村地域において、零細な地元企業が行う設備投資を対象とするため、適用数が高大な数字とはならないものの必要不可欠な制度であり、仮に制度が廃止されれば、地域内の個人、中小企業者の設備投資等の減速により、地域コミュニティの衰退、山村の機能の喪失にもつながる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収入を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制特別措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う雇用増等による経済波及効果が期待される。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業（地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業）を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</li> <li>ii 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</li> </ul> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特別措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少に有効な雇用確保が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>「山村活性化支援交付金」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</li> <li>ii 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組むを行う市町村を支援するもの。</li> </ul> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者が振興山村において設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>山村振興に資する措置であり、当該山村が属する地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

## 産業振興施策促進事項に記載された投資額等より推計した減収額一覧(R2)

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資当たりの投資額	法定耐用年数	割増償却率	普通償却額	割増償却額 (適用額)	法人税率	1対象物当たり 減収額	1投資当たり 減収額	
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,900万円	456万円	23.2%	106	204	
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.2%	98		
	竹製品製造	機械	8,000万円	10年	24.0%	800万円	192万円	23.2%	45	45		
愛知県豊田市	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3		
		建物	1,300万円	31年	36.0%	42万円	15万円	23.2%	4	7		
	愛知県岡崎市	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
建物			0万円	31年		36.0%	万円	万円	23.2%	0		
農林水産物等販 売業		機械	500万円	17年	24.0%	29万円	7万円	23.2%	2	2		
熊本県小国町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	熊本県阿蘇市	地域資源を活用 した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	10年	24.0%	300万円	72万円	23.2%	17	17
			建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0	
		地域資源を活用 した製造業	機械	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28	
建物			0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
地域資源を活用 した製造業		機械	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
熊本県阿蘇市		地域資源を活用 した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
	建物		0万円	31年		36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	地域資源を活用 した製造業	機械	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	農林水産物等販 売業	機械	3,000万円	20年	36.0%	150万円	54万円	23.2%	13	13		
		建物	0万円	10年	24.0%	万円	万円	23.2%	0			
	岩手県久慈市	地域資源を活用 した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
建物			0万円	31年		36.0%	万円	万円	23.2%	0		
地域資源を活用 した製造業		機械	4,800万円	10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	27	27		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
農林水産物等販 売業		機械	1,200万円	10年	24.0%	120万円	29万円	23.2%	7	7		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
熊本県八代市		地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
	建物		0万円	31年		36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	600万円	10年	24.0%	60万円	14万円	23.2%	2	2		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	農林水産物等販 売業	機械	600万円	10年	24.0%	60万円	14万円	23.2%	2	2		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	農林水産物等販 売業	機械	600万円	10年	24.0%	60万円	14万円	23.2%	2	2		
建物		0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0				
宮城県丸森町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
熊本県球磨村	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
熊本県五木村	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
熊本県あさぎり町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
岡山県西栗倉村	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11		
		建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0			
地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14			
	建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0				
地域資源を活用 した製造業	機械	1,000万円	8年	24.0%	125万円	30万円	23.2%	7	7			
	建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0				
地域資源を活用 した製造業	機械	800万円	8年	24.0%	100万円	24万円	23.2%	6	6			
	建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0				
地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3			
	建物	0万円	31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0				
三重県いなべ市	地域資源を活用 した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11		
宮城県美郷町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
秋田県藤里町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		
青森県深浦町	地域資源を活用 した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
		建物	0万円		31年	36.0%	万円	万円	23.2%	0		
	農林水産物等販 売業	機械	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3		





租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義) (国税 30) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人又は個人が、令和3年3月31日までに過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> <li>・旅館業…建物及び附属設備</li> <li>・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> </ul> <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行った上で延長する。</p> <p>○見直し内容</p> <p>①対象業種に「情報サービス業等※」を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※「情報サービス業等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サービス業</li> <li>・有線放送業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> <li>・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行う者に限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業</li> </ul> <p>① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の義務</p> </div> <p>(租税特別措置法施行規則第二十条の十六第七項と同様)</p> <p>②対象設備(対象全業種)に「構築物」を追加し、旅館業の対象設備に「機械及び装置」を追加する。</p> <p>③取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。また、資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。</p> <p>④「新增設以外の取得等」を対象に追加する。</p> <p>⑤通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を以下のとおり</p>

見直す。

割増償却(5年間)

償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32/100  
:建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100)

・上記償却方法等の見直しによる必要な経過措置を講じる。

⑥適用期間を10年延長する。

<その他>

市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとする。

## 1. 製造業・旅館業

(1)対象

①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2)取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限額以上である場合

資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円以上
取得価額	500 万円	1,000 万円	2,000 万円

## 2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

①資本金 5,000 万円以下の事業者  
:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

②資本金 5,000 万円超の事業者  
:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2)取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合

<その他>

(1)税制特例の適用にあたって、立地目標等の過疎市町村が作成する市町村計画への記載を要件化

過疎税制は事業者の投資促進による雇用の創出・確保を図る上で重要な特例措置であり、新たな過疎対策において、官民が一体となって産業振興策に取り組み、その効果を更に高める観点や、国庫支出金や地方債等の他の特例措置との相乗効果を高める観点から、税制適用にあたっては過疎市町村が作成する市町村計画(以下、「市町村過疎計画」という。)に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することを要件とする(記載事項、作成手続きについては、過疎新法(仮称)における市町村過疎計画の記載事項等

		<p>の見直しと一体的に検討する)。計画の記載事項については経過措置を検討する。</p> <p>(2) 過疎地域から除外することとなる地域における税制特例の適用 過疎新法(仮称)の制定により、過疎地域から外れる地域が生じる可能性がある。このような地域においても一定の期間、本特例措置を適用する。(過疎新法(仮称)における過疎地域の指定要件の見直し、財政措置に対する経過措置の検討と一体的に検討する。)</p> <p>《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
5	担当部局	国土政策局地方振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 28 年度～12 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度: 旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成 17 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 19 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 21 年度: 適用期限の1年延長</p> <p>平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成 23 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成 31 年度: 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	10 年間(令和3年4月1日～13 年3月 31 日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的      現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性      過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び</p>

		<p>人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要である。</p> <p>対象業種については、過疎地域の地域資源を活用する業種として本制度で講じてきた「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」に加え、過疎地域において、若者に魅力ある職場の確保、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興、ポストコロナ時代の新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性の解消などの観点から「情報サービス業等」を追加する必要がある。</p> <p>適用要件については、現行制度においては取得価額「2,000万円超」の「新增設(雇用の増大をもたらすもの)」で、「建物・付属設備等、機械・装置等」を対象としてきたところであるが、過疎地域の雇用機会の創出・確保方策として課題があるため、以下のとおり見直しが必要である。</p> <p>第一に、地域資源を生かした内発的な設備投資や情報サービス業等の設備投資を促す必要があるが、過疎地域の立地企業は我が国全体と比較しても小規模な企業の割合が高く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、資本金の規模に応じ、取得価額要件を引き下げる必要がある。</p> <p>第二に、我が国全体が人口減少下にある中、過疎地域の人口流出抑制のためには、企業活動を継続し、雇用の維持を図ることが重要であることから、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加するとともに、雇用の「増大」に寄与することが見込まれる設備投資に限定している現行制度について、雇用の維持に寄与する設備投資についても措置の対象とする。</p> <p>特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、過疎地域における企業活動の持続に重点をおいた税制見直しを行う一環として、5年間適用可能な割増償却制度への移行を行う必要がある。その際、償却率については、税制特例効果を拡大するため、少なくとも他の条件不利地域振興立法関係の償却率を上回る必要がある。(なお、耐用年数40年を上回る場合の建物については、他の条件不利地域振興立法と同等の償却率の場合、税制特例効果が現行の特別償却制度を下回ることに留意が必要)</p> <p>(3) 要望の措置の必要性</p> <p>過疎地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の設備投資を促進し、雇用機会の拡大を図るため、2,000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきた。</p> <p>この措置については、実際に活用事業者の雇用数増等の成果を上げており、過疎地域における経済活動の実態を鑑みれば、一定の効果があつたと評価できる。</p> <p>今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績も踏まえ、新たな過疎対策の一環として、過疎地域に立地する事業者の設備投資をさらに拡大することで、地域産業の内発的発展がより効果的に見込まれ、地域経済の活性化及び雇用の創出・確保に貢献することが見込まれ、人口流出の抑制及び人口流入の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>具体的に見込まれる効果については、以下のとおりである。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限額を2,000万円と</p>
--	--	---

		<p>しているが、今年度過疎対策室において過疎地域に所在する事業者に行ったアンケート調査結果(別紙3)によれば、500万円～2,000万円以下の設備投資数(14.3%)が、一定程度存在する。このため、取得価額の下限額を2,000万円から500万円に引き下げることで、500万円～2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② 中小企業者の投資実績を踏まえ、毎年度一定規模で建物や機械等の新增設以外の取得等に係る設備投資を対象に追加することで、計画的な設備投資を促進する効果及び雇用の維持、確保を図る効果が生じる。</p> <p>③ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」ではポストコロナ時代を見据え、「社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現する。」、「地方創生に向けて Society5.0 を全国で展開し」ていくとされている。情報サービス業等は、Society5.0の実現に向けた技術の活用が最も期待出来る分野であり、過疎地域においても需要が見込まれ、更なる雇用の創出効果が生じる。さらに、情報サービス業等は、特に若者にとって需要があると見込まれる業種であり、また地理的な条件の影響を受けにくいという点からも、情報サービス業等を対象業種とすることにより、一定数の雇用の維持及び確保を図ることが可能となる。</p> <p>④ 償却の方法を特別償却から割増償却に変更することで、複数年に渡り割増して減価償却費用を計上することが可能となるため、事業者のより効率的な資金運用を促進する等の効果が生じる。</p> <p>更に、税制適用の要件として、市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとすることで、より効果的な産業振興策に資する措置となることが期待される。</p> <p>過疎新法(仮称)において一体的に検討されている過疎市町村の過疎対策の実効性を高めるための計画への目標設定や、フォローアップの仕組み等が導入されれば、分野横断で総合的な過疎対策を講じることによる人口減少の抑制効果も期待できる。</p> <p>《政策目的の根拠》  【経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)】  第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く  1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げー「ウィズコロナ」の経済戦略  (3)事業の継続と金融システムの安定維持  倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。  第3章 「新たな日常」の実現  2. 「新たな日常」が実現される地方創生  (1)東京一極集中型から多角連携型の国づくりへ  ②二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出  二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。その際、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、</p>
--	--	--

子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や二地域居住に向けた取組を推進するための工程を明確化する。  
また、地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の企業、地方での兼業・副業支援を強化する。地域おこし協力隊等を強化し、若者、民間・専門人材の地方移転、産学金官の地域密着・経済循環型事業を促進する。大企業等から中小企業への経営人材等の移動の促進に取り組む。

【新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～  
(令和2年4月17日過疎問題懇談会)】

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

② 新たな過疎対策の目標

「過疎地域の持続的な発展」のために、新たな過疎対策においては、以下の目標を掲げて施策を講じることが重要である。

ア 地域資源を生かした内発的発展

過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」に目が向きがちである。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的発展」を目指していくことが重要である。

過疎地域は、農林産品や工芸品、伝統、歴史、景観、再生可能エネルギーなどの魅力溢れる地域資源を数多く有している。地域の資金を積極的に地域で生かしながら、地域にある優れた資源を磨き上げ、国内外での販路開拓を進め、地域内外との経済・資源の循環を創出し、地域の価値を発展させていくことが重要である。

こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素は人材である。地域おこしや、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に取り組んでいくことが重要である。また、地域住民の主体的な取組となるよう、地域住民との合意形成のプロセスを丁寧に進めていくことが重要である。

一方、過疎地域においては人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的発展を目指すには限界もある。地域おこし協力隊や関係人口の取組などのように、地域外の人材等との交流・連携、交わりの深化、対流により、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付加価値を高めていくことが重要である。

【参考】

○過疎地域自立促進特別措置法

第1条

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

第3条

過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って

		<p>推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。</p> <p>第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>第30条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【令和3年度概算要求における政策体系図】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ 政策目標：7都市再生・地域再生の推進 施策目標：25都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。 新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、雇用の創出、確保を図ることで、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の増大を目標とする。</p> <p>○測定指標： 過疎市町村の人口に対する社会増減数</p> <p>○目標値： 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を▲0.62%以上とする。</p> <p>※9②政策体系における政策目的の位置づけによる。 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を▲0.62%以上とする。 過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎地域における税制特例をはじめとする総合的な施策を講ずることにより、過疎地域からの転出者の抑制及び転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指</p>



		<p>標として設定。          ※平成 20 年度～平成 22 年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数)/過疎市町村の人口で算出          ※なお、これまでは現行過疎法第 30 条において、「雇用の増大に寄与すると認められるときは、(中略)特別償却を行うことができる。」とされていることから、新規雇用者数の増加数を測定目標としていた。          新たな過疎法の制定に向けた議論では、全国的に人口減少下にある現状を踏まえ、雇用の維持及び確保に重点を置いていることから、測定目標及び目標値について前回評価時点から変更している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保により、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合が増大し、ひいては政策目的である人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。</p>																																																																																																																							
10 有効性等	① 適用数	<table border="1" data-bbox="595 819 1391 1727"> <thead> <tr> <th colspan="7">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>66</td><td>2</td><td>0</td><td>-</td><td>-</td><td>68</td></tr> <tr><td>H29</td><td>73</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>76</td></tr> <tr><td>H30</td><td>70</td><td>2</td><td>-</td><td>0</td><td>-</td><td>72</td></tr> <tr><td><u>R1</u></td><td>70</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>73</td></tr> <tr><td><u>R2</u></td><td>71</td><td>2</td><td>-</td><td>1</td><td>-</td><td>74</td></tr> <tr><td><u>R3</u></td><td>111</td><td>3</td><td>-</td><td>5</td><td>21</td><td>140</td></tr> <tr><td><u>R4</u></td><td>222</td><td>6</td><td>-</td><td>10</td><td>42</td><td>280</td></tr> <tr><td><u>R5</u></td><td>333</td><td>9</td><td>-</td><td>15</td><td>63</td><td>420</td></tr> <tr><td><u>R6</u></td><td>444</td><td>12</td><td>-</td><td>20</td><td>84</td><td>560</td></tr> <tr><td><u>R7</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> <tr><td><u>R8</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> <tr><td><u>R9</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> <tr><td><u>R10</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> <tr><td><u>R11</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> <tr><td><u>R12</u></td><td>555</td><td>15</td><td>-</td><td>25</td><td>105</td><td>700</td></tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について          件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p>	適用件数(件)							年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H28	66	2	0	-	-	68	H29	73	2	-	1	-	76	H30	70	2	-	0	-	72	<u>R1</u>	70	2	-	1	-	73	<u>R2</u>	71	2	-	1	-	74	<u>R3</u>	111	3	-	5	21	140	<u>R4</u>	222	6	-	10	42	280	<u>R5</u>	333	9	-	15	63	420	<u>R6</u>	444	12	-	20	84	560	<u>R7</u>	555	15	-	25	105	700	<u>R8</u>	555	15	-	25	105	700	<u>R9</u>	555	15	-	25	105	700	<u>R10</u>	555	15	-	25	105	700	<u>R11</u>	555	15	-	25	105	700	<u>R12</u>	555	15	-	25	105	700
適用件数(件)																																																																																																																									
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																																																																																																			
H28	66	2	0	-	-	68																																																																																																																			
H29	73	2	-	1	-	76																																																																																																																			
H30	70	2	-	0	-	72																																																																																																																			
<u>R1</u>	70	2	-	1	-	73																																																																																																																			
<u>R2</u>	71	2	-	1	-	74																																																																																																																			
<u>R3</u>	111	3	-	5	21	140																																																																																																																			
<u>R4</u>	222	6	-	10	42	280																																																																																																																			
<u>R5</u>	333	9	-	15	63	420																																																																																																																			
<u>R6</u>	444	12	-	20	84	560																																																																																																																			
<u>R7</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			
<u>R8</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			
<u>R9</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			
<u>R10</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			
<u>R11</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			
<u>R12</u>	555	15	-	25	105	700																																																																																																																			

○令和4年度以降について

令和4年度については令和3年度の適用見込(令和3年度 継続分)と令和4年度の新規適用見込を合計したもので、令和5年度から令和7年度についても同様に算出。令和8年度以降については、令和7年度の数値を横置き。

また、推計方法については別紙1参照。

○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて

平成30年度実績(72件)は、前回要望時(平成31年)における見込み(70件)を上回っており、想定外に僅少であるとは言えない。

ただし、旅館業及び農林水産物等販売業については、それぞれ2件、0件とされ、僅少となっている。

② 適用額

年度	適用額(千円)					合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
H28	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862
<u>R3</u>	639,414	33,971	-	2,763	114,409	790,557
<u>R4</u>	1,119,788	63,786	-	5,180	202,915	1,391,668
<u>R5</u>	1,483,111	90,541	-	7,342	272,354	1,853,346
<u>R6</u>	1,760,282	115,044	-	9,316	327,762	2,212,403
<u>R7</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572
<u>R8</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572
<u>R9</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572
<u>R10</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572
<u>R11</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572
<u>R12</u>	2,018,240	139,046	-	11,248	380,040	2,548,572

※1: 単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない年度がある。

※2: 下線を付した年度は、推計値を記入している。推計方法については別紙1参照。

※3: 令和3年度以降については機械:耐用年数10年、建物:耐用年数30年として算出。

○実績の計上根拠について

適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適

用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○本特例措置の適用の偏りについて

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1 3参照)。

また、令和2年度過疎対策室調査によれば、令和元年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は52市町村であり、都道府県で見ると26道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

③ 減収額

(1)現行特例措置

《法人税》

法人税の減収額(千円)						
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H28	258,615	6,626	0	-	-	265,242
H29	1,627,755	3,620	-	859	-	385,373
H30	544,745	10,537	-	0	-	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	-	426	-	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	-	426	-	445,872
<u>R3</u>	148,344	7,881	-	641	26,543	183,409
<u>R4</u>	259,791	14,798	-	1,202	47,076	322,867
<u>R5</u>	344,082	21,006	-	1,703	63,186	429,976
<u>R6</u>	408,385	26,690	-	2,161	76,041	513,277
<u>R7</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269
<u>R8</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269
<u>R9</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269
<u>R10</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269
<u>R11</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269
<u>R12</u>	468,232	32,259	-	2,610	88,169	591,269

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度及び令和2年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○法人税の減収額の算出方法

前述の10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成28

年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

年度	地方税の影響額(千円)	
	法人住民税	法人事業税
平成28年度	34,677	98,987
平成29年度	49,712	98,747
平成30年度	71,941	132,924
令和元年度	52,110	110,220
令和2年度	57,921	113,964
令和3年度	29,529	40,318
令和4年度	51,982	70,975
令和5年度	69,226	94,521
令和6年度	82,638	112,833
令和7年度	95,194	129,977
令和8年度	95,194	129,977
令和9年度	95,194	129,977
令和10年度	95,194	129,977
令和11年度	95,194	129,977
令和12年度	95,194	129,977

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○実績の計上根拠について

平成28年度～30年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・令和元年度:平成28年度～30年度の3年平均。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。
- ・令和3年度以降:前項「適用額」及び上記法人税減収額を基に以下の式にて算出。

【法人住民税】

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

・法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率

・法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率

		<p>※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>【法人事業税】 減収額＝適用額×法人事業税率 ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p>																	
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="596 524 1270 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">実績</th> <th>見込み</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</td> <td>132</td> <td>260 (うち推計8人)</td> <td>280</td> <td>253</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 令和元年度の実績は、令和2年度の過疎対策室調査により把握(※)。 2 令和2年度は見込み値。</p> <p>※ 前記9-③に記載したとおり、今回新たな過疎対策ということで測定目標を変更しているところではあるが、当該欄には前回目標の達成状況について記載する。</p> <p>※ 平成30年7月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調査の対象外としたため、8市の平成29年度の実績については、過去の調査3か年分(平成26～28年度実績)における当該8市の新規雇用者の実績(計25人)から推計(25人/3年≒8人)し、計上している。</p> <p>当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳(実績)は、以下のとおりである。</p> <p>平成26年度(計8人) 内訳: 岐阜県関市(8人)</p> <p>平成27年度(計10人) 内訳: 広島県府中市(10人)</p> <p>平成28年度(計7人) 内訳: 岐阜県関市(7人)</p> <p>【平成30年度過疎対策室調査の対象外とした8市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県: 呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市</li> <li>・岐阜県: 関市</li> <li>・愛媛県: 大洲市</li> </ul> <p>○所期の目標の達成状況 前回要望時(平成31年度)では、令和元年度～2年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を568人と見込んでいたが、令和2年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏</p>	年度	実績			見込み	目標値	H28	H29	H30	R1	R2	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260 (うち推計8人)	280	253	296
年度	実績			見込み	目標値														
	H28	H29	H30	R1	R2														
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260 (うち推計8人)	280	253	296														

まえると 549 人の見込みとなっている。

前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成 29 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の見込み(新規雇用者数 252 人、適用金額 1,270,746 千円、適用件数 70 件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(R1 年度見込み:新規雇用者数 253 人、適用金額 1,725,232 千円、適用件数 73 件)と比較すると、適用金額は大きく増加したが、適用件数及び新規雇用者数については、増加はしたものの、適用金額の伸び率と比較すると僅少であり、設備投資金額数と新規雇用者数の増加幅が連動しなかったためと考えられる。

○旅館業及び農林水産物等販売業の適用件数が僅少である理由

旅館業及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数(平成 28 年度における旅館業 2 件、平成 29 年度における旅館業 2 件及び農林水産物等販売業 1 件並びに平成 30 年度における旅館業 2 件及び農林水産物等販売業 0 件)は、10 件未満と僅少になっている。

その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠のものであり、2,000 万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。

また、農林水産物等販売業については、具体的には農・畜産物や水産物の卸売業、食料や飲料の卸売業などであり、一定の需要は見込まれるが、取得価額 2,000 万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。

○適用件数が僅少となる業種があっても特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由

これまでの特例措置である特別償却制度は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に、年間 70 件程度の安定的な適用実績があったところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局)、このような基盤作業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の確保に繋がると考えられる。

過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に現行特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されたとされる。

さらに、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、

		<p>本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却できるようにしてほしい、取得価額の下限額を引き下げてほしい等といった意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の維持に資するものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>なお、旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に全国的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域と地域外との交流促進が期待され、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。要望のとおり現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を行い、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会減の抑制へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成28年度経済センサス活動調査によると、過疎地域に立地する事業所は、資本金規模が1,000万円未満の事業所が約半数を占めており、必要な設備投資を適時適切に行える財務的余裕があるケースは多くないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。</p> <p>これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <p>一方、アンケート結果等から、過疎地域に立地する事業者のうち約5%以上にすぎない資本金規模5,000万円を超える事業者が本特例を適用している実態が窺われるところであり、過疎地域の中小事業者に対する設備投資を促進する効果が不十分であるため、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。</p> <p>なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却可能な制度への見直しや、取得価額の下限額を引き下げを求める意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収入を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることが</p>

			ら、減収を是認する効果があると言える。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H30 年8月



## 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長

要望書における「要望の措置の適用見込み」、「要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)」及び「租税特別措置の適用実績」欄については、以下の実績及び推計値に基づき、それぞれ計上している。

## 1. 適用実績

## 【① 適用額（特別償却限度額）】

年度	適用額(千円)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	1,105,191	28,317	0	—	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	—	3,670	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	—	0	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	—	1,835	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	—	1,835	1,921,862

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

※3：平成28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

## &lt;推計値の算出方法&gt;

## (1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ）。
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

## (2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ）。
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均

## 【② 減収額】

年度	減収額（千円）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	258,615	6,626	0	—	265,242
H29	1,627,755	3,620	—	859	385,373
H30	544,745	10,537	—	0	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	—	426	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	—	426	445,872

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

### <推計値の算出方法>

前掲【①適用額（特別償却限度額）】に、基本税率（平成28年度～29年度：23.4%、平成30年度～令和2年度：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

## 【③ 適用件数】

年度	適用件数(件)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	66	2	0	—	68
H29	73	2	—	1	76
H30	70	2	—	0	72
<u>R1</u>	70	2	—	1	73
<u>R2</u>	71	2	—	1	74

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用件数については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

### <推計値の算出方法>

#### (1) 製造業、旅館業

・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。

- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。
- (2) 農林水産物等販売業
- ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（小数点以下四捨五入。以下同じ。）。
  - ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

## 2. 適用見込

### 【① 適用額（割増償却限度額）】

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の適用額については、下記の方法にて求める。

- (i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことのある事業者の投資実績を元に投資金額を算出

(投資金額)	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額（推計）
2,000万円以上 ※2		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           新增設：更新 65%：35%※1         </div>
500万円		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           新增設：更新 65%：35%※1         </div>

- (i) ①については、過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した投資実績となっている。(i) ②、③については①を元に推計しており、④については③を元に推計している。

※1：日本政策金融公庫調査から

※2：過疎対策室の実施した税制適用実績調査では、地方税の減収補填措置を適用し、かつ特別償却を適用した事業者を対象にしていることから、投資金額は2,700万円以上のものしか把握できていない。しかしながら、過疎対策室実施の調査と、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の結果を比較すると、平成30年実績以外については件数及び投資実績に大きな差がないことから、2,000万円～2,700万円の投資を行った事業者は僅少であり、当該投資実績について検討せずとも、結果に大きく影響しない。

- (ii) 過去に一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがない事業者の投資金額を推計

過疎対策室調査において把握できない投資実績については、経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」、中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報/平成

30年度決算実績)」等の調査結果から推計

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ新增設以外の取得等に係る投資金額を推計

(i) ①を元に推計

以上から、(i) (①+②+③+④) + (ii) - (iii) にて算出した投資金額を元に、適用額（割増償却限度額）を求める。

詳細の計算方法については下記のとおり。

※単位はいずれも千円

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことのある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）から算出した投資金額（実績）

平成 28 年から令和元年度実績の 4 年平均

投資金額	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計※)	建物等	機械等	建物等
H28	10,584,395	2,654,808	47,485	212,892		
H29	13,822,917	2,270,027	21,437	96,108	0	0
H30	7,576,667	2,304,838	553,260	2,480,465	49,500	0
R1	13,672,231	3,602,165	574,955	2,577,731	3,996	239,842
平均	11,414,053	2,707,960	299,284	1,341,799	17,832	79,947

※：旅館業の機械等については実績がないため、農林水産物等販売業の平成 28 年から令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率（17,832/79,947≒22.3%）を各年度の旅館業の建物等の投資金額に乗じて推計している。

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 ①× 0.54※1 ×0.1※2

※1：日本政策金融公庫・総合研究所「第 120 回中小製造業設備投資動向調査結果」より、新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は 65%：35%であることから、35/65≒0.54 を乗じる。

※2：①においてすでに新增設の取得について特別償却を適用し、さらに更新を目的とした取得についても特別償却可能な企業の割合を 1 割程度であると見込み、0.1 を乗じる（以下③、④についても同様）。

製造業・機械等

$$11,414,053 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{614,603}$$

製造業・建物等

$$2,707,960 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{145,813}$$

旅館業・機械等

$$299,284 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{16,115}$$

旅館業・建物等

$$1,341,799 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{72,251}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$17,832 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{960}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$79,947 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{4,305}$$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

①の算出において用いた税制適用実績調査は、地方税の減収補填措置の要件である 2,700 万円以上の投資を行い、かつ特別償却制度を適用した際の投資金額等のみしか集計出来ていないため、500 万円から 2,700 万円の投資金額について推計する。

★計算式

$$\{(1,600 \text{ 万円} \times 1) \div (1 \text{ 件あたりの平均投資金額} \times 2)\} \times ① \times 0.1$$

※1：1 件あたりの投資金額を 500 万円から 2,700 万円の中央値である 1,600 万円と仮定。

※2：過疎地域における事業用設備等に係る特別償却適用 1 件あたりの平均投資額については、①を平成 28～令和元年度の平均投資件数で割って算出。なお、平均投資件数については下記のとおり（過疎室における税制適用実績調査より）。

適用 件数	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計)	建物等	機械等	建物等
H28	68	20	0.45	2		
H29	63	13	0.89	4	0	0
H30	64	16	1.12	5	1	0
R1	56	18	0.45	2	1	2
平均	63	16.75	1	3	1	0.67

製造業・機械等

$$\{16,000 \div (11,414,053 \div 63)\} \times 11,414,053 \times 0.1 = \underline{100,400}$$

製造業・建物等

$$\{16,000 \div (2,707,960 \div 16.75)\} \times 2,707,960 \times 0.1 = \underline{26,800}$$

旅館業・機械等

$$\{16,000 \div (299,284 \div 1)\} \times 299,284 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

旅館業・建物等

$$\{16,000 \div (1,341,799 \div 3)\} \times 1,341,799 \times 0.1 = \underline{5,200}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$\{16,000 \div (17,832 \div 1)\} \times 17,832 \times 0.1 = \underline{1,067}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$\{16,000 \div (79,947 \div 0.67)\} \times 79,947 \times 0.1 = \underline{1,067}$$

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

③で算出した金額を元に、②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を乗じて算出。

★計算式 ③×0.54×0.1

製造業・機械等

$$100,400 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{5,406}$$

製造業・建物等

$$26,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{1,443}$$

旅館業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

旅館業・建物等

$$5,200 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{280}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$1,067 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{57}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$1,067 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{57}$$

(ii) 投資金額が500万円から2,700万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）  
中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成30年度決算実績）」から、製造業における「建物・構築物・建物附属設備」と「機械装置」の合計の設備投資額について、資本金1,000万円以下の事業者の投資額が2,000万円未満（2,093万

円) となることから、資本金 1,000 万円以下の事業者の投資実績を算出する。

★計算式

$$\begin{aligned} & (\text{資本金 1,000 万円以下の製造業の投資実績}\ast 1) \\ & \times (\text{500 万円}\sim\text{2,700 万円の投資実績の割合}\ast 2) \\ & \times \{ (\text{資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数}\ast 3) \\ & / (\text{資本金 1,000 万円以下の全国立地企業数}\ast 4) \} \\ & \times (\text{小規模事業者の投資割合}\ast 5) \\ & \times (\text{現行特別償却の活用割合}\ast 6) \end{aligned}$$

※1: 中小企業庁「中小企業実体基本調査(令和元年確報/平成 30 年度決算実績)」より

※2: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」から、製造業の 500 万円～1,000 万円の投資実績 10.9%に、1,000 万円～5,000 万円の 23.3%の 1/2(1,000～5,000 の中央値は 2,700 と比較的近い数値である 3,000 であることから 1/2 とする) の 11.65%を合計した割合を用いた。

※3, 4: 経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※5: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」より

※6: 過疎室実施の事業者アンケートより、全投資事業者のうち過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用した事業者の割合

※7: 旅館業及び農林水産物等販売業については、さらに製造業と比較した場合の比率 ((i) ①) を用いて算出) を乗じて算出している。

製造業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{373,376}$$

製造業・建物等

$$233,522,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{119,832}$$

旅館業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.026 = \underline{9,790}$$

旅館業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.496 = \underline{59,377}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.002 = \underline{583}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.03 = \underline{3,538}$$

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について（推計）

製造業及び旅館業において、資本金 5,000 万円以上の事業者については、新增設に係る取得に限り税制適用が可能とすることから、更新に係る投資については差し引く必要がある。

(i) ②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を用いて算出。

★計算式

$$(i) \text{ ①} \times (\text{資本金規模 5,000 万円以上の投資額} / \text{全体の投資額} \times) \times 0.54$$

※：過疎室で行った税制適用実績調査から

$$\text{製造業・機械等} \quad 12,134,461 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{3,095,025}$$

$$\text{製造業・建物等} \quad 2,882,016 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{735,089}$$

$$\text{旅館業・機械等} \quad 317,085 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{80,876}$$

$$\text{旅館業・建物等} \quad 1,419,530 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{362,066}$$

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

$$\text{製造業・機械等} \quad 12,134,461 + 373,376 - 3,095,025 = \underline{9,412,813}$$

$$\text{製造業・建物等} \quad 2,882,016 + 119,832 - 735,089 = \underline{2,266,759}$$

$$\text{旅館業・機械等} \quad 317,085 + 9,790 - 80,876 = \underline{246,000}$$

$$\text{旅館業・建物等} \quad 1,419,530 + 59,377 - 362,066 = \underline{1,116,841}$$

$$\text{農林水産物等販売業・機械等} \quad 19,916 + 583 = \underline{20,500}$$

$$\text{農林水産物等販売業・建物等} \quad 85,376 + 3,538 = \underline{88,914}$$



(3) 情報サービス業等の投資額合計について（推計）

現行の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象業種となっていないことから、半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の適用実績から推計。

★計算式

（平成 30 年度における半島実績）

× {（全過疎市町村）

／（平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村） }

情報サービス業等・機械等  $362,179 \times 817 / 193 = \underline{1,533,162}$

情報サービス業等・建物等  $235,758 \times 817 / 193 = \underline{998,001}$

(4) 償却額（割増償却限度額）について

※機械等：耐用年数 10 年、 建物等：耐用年数 30 年 とする

★計算式

機械等：期首の未償却残高 × 償却率（0.2） × 32/100

建物等：取得価額 × 償却率（0.034） × 48/100

計算すると以下のとおり。

	製造業		旅館業		農林水産物等販売業		情報サービス業等	
	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等
1 年目	602,420	36,994	15,744	18,227	1,312	1,451	98,122	16,287
2 年目	443,381	36,994	11,588	18,227	966	1,451	72,218	16,287
3 年目	326,329	36,994	8,528	18,227	711	1,451	53,152	16,287
4 年目	240,178	36,994	6,277	18,227	523	1,451	39,120	16,287
5 年目	220,964	36,994	5,775	18,227	481	1,451	35,991	16,287

以上を業種ごとにまとめると下記の表のとおり。

年度	適用額（千円）				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	639,414	33,971	2,763	114,409	790,557
令和4年度	1,119,788	63,786	5,180	202,915	1,391,668
令和5年度	1,483,111	90,541	7,342	272,354	1,853,346
令和6年度	1,760,282	115,044	9,316	327,762	2,212,403
令和7年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572
令和8年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572
令和9年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572
令和10年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572
令和11年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572
令和12年度	2,018,240	139,046	11,248	380,040	2,548,572

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

## 【② 減収見込額】

年度	減収見込額（千円）				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	148,344	7,881	641	26,543	183,409
令和4年度	259,791	14,798	1,202	47,076	322,867
令和5年度	344,082	21,006	1,703	63,186	429,976
令和6年度	408,385	26,690	2,161	76,041	513,277
令和7年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269
令和8年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269
令和9年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269
令和10年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269
令和11年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269
令和12年度	468,232	32,259	2,610	88,169	591,269

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

＜推計値の算出方法＞

前掲【①適用見込額（割増償却限度額）】に、基本税率（23.2%（見込））を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用見込件数】

※1：考え方は【①適用見込額】と同様

※2：計算の過程で1以下になるものについては、1件として計算している。

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことがある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した件数

	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
H28	69	4	
H29	67	2	0
H30	69	5	1
R1	63	2	2
平均	67	3	1

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.54$

製造業  $67 \times 0.54 = 36$

旅館業  $3 \times 0.54 = 2$

農林水産物等販売業  $1 \times 0.54 = 1$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{①} \times 0.39$

製造業  $67 \times 0.39 = 26$

旅館業  $3 \times 0.39 = 1$

農林水産物等販売業  $1 \times 0.39 = 1$

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

★計算式  $\text{③} \times 0.54$

製造業  $26 \times 0.54 = 14$

旅館業  $1 \times 0.54 = 1$

農林水産物等販売業  $1 \times 0.54 = 1$

- (ii) 投資金額が 500 万円から 2,700 万円の投資実績について (=過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について) (推計)

★計算式

$$\begin{aligned} & (\text{資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数}) \\ & \times (\text{500 万円} \sim \text{2,700 万円の投資実績の割合}) \\ & \times (\text{小規模事業者の投資割合}) \times (\text{現行特別償却の活用割合}) \end{aligned}$$

製造業	$8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18$	=59
旅館業	$8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.049$	= 1
農林水産物等販売業	$8852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.015$	= 1

- (iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について (推計)

★計算式

$$\begin{aligned} & (\text{資本金規模 5,000 万円以上の過疎地域に立地する企業数}) \\ & \times \{ (\text{資本金 5,000 万円以上の設備投資を行った事業数}) \\ & \div (\text{資本金 5,000 万円以上の全事業者}) \} \times 0.54 \times (\text{現行特別償却の活用割合}) \end{aligned}$$

製造業	$1183 \times 8618 / 11033 \times 0.54 \times 0.18$	=90
旅館業	$308 \times 110 / 720 \times 0.54 \times 0.18$	= 5

- (2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

製造業	$143 + 57 - 90$	=111
旅館業	$7 + 1 - 5$	= 3
農林水産物等販売業	$4 + 1$	= 5

- (3) 情報サービス業等の適用見込件数について

★計算式

$$\begin{aligned} & (\text{平成 30 年度における半島実績}) \\ & \times \{ (\text{全過疎市町村}) \\ & \div (\text{平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村}) \} \end{aligned}$$

情報サービス業等	$5 \times 817 / 193$	=21
----------	----------------------	-----

(4) 適用見込件数

年度	適用件数				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	111	3	5	21	140
令和4年度	222	6	10	42	280
令和5年度	333	9	15	63	420
令和6年度	444	12	20	84	560
令和7年度	555	15	25	105	700
令和8年度	555	15	25	105	700
令和9年度	555	15	25	105	700
令和10年度	555	15	25	105	700
令和11年度	555	15	25	105	700
令和12年度	555	15	25	105	700

### 3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）に基づく本特例の適用状況

#### 過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位：千円)

業種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	2	18,090	1	3,670	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	1,549	2	58,193	4	51,870
製造業	56	1,020,191	60	1,474,365	56	2,166,034
食品製造業	7	75,073	10	279,141	11	139,994
繊維工業	2	45,584	1	549	2	14,062
木材、木製品製造業	0	0	1	4,346	1	24,525
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	1	9,407	0	0	0	0
化学工業	3	34,758	2	26,872	3	52,407
石油製品製造業	0	0	1	11,272	1	8,803
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	1	647	4	12,007	3	40,628
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	85,476	2	39,447	1	26,000
鉄鋼業	1	69,883	4	50,593	1	29,396
非鉄金属製造業	2	61,608	1	58,695	2	57,118
金属製品製造業	13	132,872	9	162,763	9	53,381
機械製造業	8	208,938	6	381,700	9	46,097
産業用電気機械器具製造業	2	91,845	3	99,880	3	139,525
民生用電気機械器具電球製造業	1	5,035	2	14,180	2	1,386,663
通信機械器具製造業	3	16,945	3	42,565	1	1,992
輸送用機械器具製造業	6	84,820	9	282,605	6	126,312
理化学機械器具等製造業	1	4,115	0	0	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	93,178	2	7,740	1	19,122
卸売業	3	50,881	6	57,279	5	78,696
小売業	0	0	0	0	3	49,833
料理飲食旅館業	2	28,317	2	15,470	2	45,417
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	2	2,276	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1,820	4	20,112	2	1,603
その他	1	10,384	1	17,803	0	0
合計	68	1,133,508	76	1,646,892	72	2,393,453

※ 要望書の集計では、「農林水産業」に計上されているものを「農林水産物等販売業」に、また「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」にそれぞれ計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

過疎法第30条に係る事業用設備等に係る特別償却実績(法人税)(過疎対策室調査により把握)

平成28年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	センター	旅館業		
北海道	3	0	0	3	4.3%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	1	0	0	1	1.4%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	4	0	0	4	5.8%
福島県	3	0	0	3	4.3%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.9%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.4%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	-	-	-	-	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	0	0	0	0	0.0%
福井県	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	1	0	1	2	2.9%
岐阜県	3	0	0	3	4.3%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	2	0	0	2	2.9%
三重県	1	0	0	1	1.4%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.4%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	1	2	2.9%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	9	0	0	9	13.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	7	0	0	7	10.1%
愛媛県	2	0	0	2	2.9%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	0	0	0	0	0.0%
佐賀県	3	0	0	3	4.3%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	6	0	0	6	8.7%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H28.5.1～H29.4.30の期間の集計

平成29年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	7	0	2	9	13.0%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	2	0	0	2	2.9%
宮城県	0	0	0	0	0.0%
秋田県	3	0	0	3	4.3%
山形県	2	0	0	2	2.9%
福島県	2	0	0	2	2.9%
茨城県	2	0	0	2	2.9%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.4%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	3	0	0	3	4.3%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	5	0	0	5	7.2%
福井県	1	0	0	1	1.4%
山梨県	1	0	0	1	1.4%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	2	0	0	2	2.9%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	1	1.4%
奈良県	2	0	0	2	2.9%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	1	0	0	1	1.4%
島根県	0	0	0	0	0.0%
岡山県	7	0	0	7	10.1%
広島県	5	0	0	5	7.2%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.4%
香川県	9	0	0	9	13.0%
愛媛県	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	1	1.4%
福岡県	2	0	0	2	2.9%
佐賀県	2	0	0	2	2.9%
長崎県	1	0	0	1	1.4%
熊本県	2	0	0	2	2.9%
大分県	2	0	0	2	2.9%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	67	0	2	69	100.0%

※H29.5.1～H30.5.30の期間の集計

平成30年度

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	5	0	0	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	3	0	0	3	4.0%
秋田県	3	0	0	3	4.0%
山形県	3	0	0	3	4.0%
福島県	3	0	0	3	4.0%
茨城県	1	0	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	1	0	0	1	1.3%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	1	0	0	1	1.3%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	6	0	0	6	8.0%
富山県	0	0	0	0	0.0%
石川県	2	0	1	3	4.0%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	1	0	0	1	1.3%
長野県	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	3	0	0	3	4.0%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	0	0	0	0	0.0%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	1	1	1.3%
鳥取県	1	0	0	1	1.3%
島根県	2	1	0	3	4.0%
岡山県	6	0	1	7	9.3%
広島県	9	0	0	9	12.0%
山口県	0	0	0	0	0.0%
徳島県	1	0	0	1	1.3%
香川県	4	0	0	4	5.3%
愛媛県	0	0	1	1	1.3%
高知県	2	0	0	2	2.7%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	0	0	0	0	0.0%
長崎県	2	0	1	3	4.0%
熊本県	1	0	0	1	1.3%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0	1	1.3%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	69	1	5	75	100.0%

※H30.6.1～H31.4.30の期間の集計

令和元年

都道府県	事業			都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	農林水産物等販売業	旅館業		
北海道	4	0	1	5	6.7%
青森県	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0.0%
宮城県	1	0	0	1	1.3%
秋田県	1	0	0	1	1.3%
山形県	6	0	0	6	8.0%
福島県	1	0	0	1	1.3%
茨城県	0	1	0	1	1.3%
栃木県	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	2	2.7%
埼玉県	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0.0%
新潟県	5	0	0	5	6.7%
富山県	2	0	0	2	2.7%
石川県	1	0	0	1	1.3%
福井県	2	0	0	2	2.7%
山梨県	0	0	0	0	0.0%
長野県	0	0	1	1	1.3%
岐阜県	2	0	0	2	2.7%
静岡県	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0.0%
京都府	1	0	0	1	1.3%
大阪府	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	3	1	0	4	5.3%
奈良県	0	0	0	0	0.0%
和歌山県	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	3	0	0	3	4.0%
島根県	3	0	0	3	4.0%
岡山県	5	0	0	5	6.7%
広島県	6	0	0	6	8.0%
山口県	2	0	0	2	2.7%
徳島県	0	0	0	0	0.0%
香川県	1	0	0	1	1.3%
愛媛県	2	0	0	2	2.7%
高知県	0	0	0	0	0.0%
福岡県	5	0	0	5	6.7%
佐賀県	2	0	0	2	2.7%
長崎県	2	0	0	2	2.7%
熊本県	0	0	0	0	0.0%
大分県	1	0	0	1	1.3%
宮崎県	0	0	0	0	0.0%
鹿児島県	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
計	63	2	2	67	100.0%

※R1.5.1～R2.4.30の期間の集計

- 神奈川県は平成29年4月1日から、真鶴町が過疎地域に指定された。
- 平成29年度の税制改正で、コールセンターを対象事業から除外し、農林水産物等販売業を対象事業に追加した。
- 平成29年度実績においては、豪雨災害の対応のために回答できない8自治体を調査から除外している。(調査対象外:岐阜県(関市)、広島県(呉市等の6市)、愛媛県(大洲市))

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税12)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和5年12月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第3号 第2項～第5項 第68条の75
5	担当部局	不動産・建設経済局不動産市場整備課 都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長（一団の住宅建設に関する事業を除く） 平成27年度 延長 平成30年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和5年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。
		《政策目的の根拠》 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号イ関係(以下「3号イ関係」という。)] 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月閣議決定)において、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられている。 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号ロ関係(以下「3号ロ関係」という。)]



		<p>土地区画整理法(昭和 29 年5月 20 日法律第 119 号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【3号イ関係】  政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進  施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る  に包含</p> <p>【3号ロ関係】  政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進  施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する  に包含</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、都市再生・地域再生を推進する。</p> <p>(測定指標)  【3号イ関係】  ・最低居住面積水準未達率 4.0%(平成 30 年)を早期に解消する。  ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる。  全国 : 42%(平成 30 年実績)→48%(令和 5 年目標)  大都市圏 : 39%(平成 30 年実績)→47%(令和 5 年目標)</p> <p>【3号ロ関係】  ・都市再生誘発量  令和 2 年度から令和 5 年度の間、他の施策と合わせ 11,306 ha を整備する。  &lt;参考&gt;令和 2 年度から令和 5 年度の間、本税制措置適用地区で約 160ha を整備する見込みである。(整備面積の見込みは、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。)  ※ 都市再生誘発量とは、我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量であり、具体的には、民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、一定の土地区画整理事業が促進され、民間投資を誘発する基盤整備が進むことにより、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p><b>【3号イ関係】</b>  平成 28 年度 0 地区  平成 29 年度 0 地区  平成 30 年度 0 地区  令和元年度 1 地区(法人4件)  令和2年度 1 地区(法人1件) ※見込み  令和3年度 1 地区(法人1件) ※見込み  令和4年度 1 地区(法人1件) ※見込み  令和5年度 1 地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成 28 年度～令和元年度の適用地区は1地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p><b>【3号ロ関係】</b>  平成 28 年度 0 地区  平成 29 年度 0 地区  平成 30 年度 0 地区  令和元年度 2 地区(法人2件)  令和2年度 1 地区(法人1件) ※見込み  令和3年度 2 地区(法人2件) ※見込み  令和4年度 1 地区(法人2件) ※見込み  令和5年度 1 地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成 28～令和元年度の適用地区は2地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(平成 28～令和元年度実績値については、国土交通省における認定件数による。令和 2～令和 5 年度については、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第 65 条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第 65 条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>
----	------	-------	---

	②: 適用額	<p><b>【3号イ関係】</b>  平成 28 年度 0 百万円  平成 29 年度 0 百万円  平成 30 年度 0 百万円  令和元年度 15 百万円  令和2年度 15 百万円 ※見込み  令和3年度 15 百万円 ※見込み  令和4年度 15 百万円 ※見込み  令和5年度 15 百万円 ※見込み</p> <p><b>【3号ロ関係】</b>  平成 28 年度 0 百万円  平成 29 年度 0 百万円  平成 30 年度 0 百万円  令和元年度 30 百万円  令和2年度 15 百万円 ※見込み  令和3年度 30 百万円 ※見込み  令和4年度 30 百万円 ※見込み  令和5年度 15 百万円 ※見込み</p> <p>1 件当たり 1,500 万円が控除される制度であることから、法人に対する適用数に 1,500 万円を掛けた額を適用額とした。</p>																																				
	③: 減収額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 1003 1407 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21</td> <td>1.4</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>10</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>7</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(推計方法は別紙に記載)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第 65 条第 4 項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第 65 条第 4 項 3 号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 28 年度	0	0	0	平成 29 年度	0	0	0	平成 30 年度	0	0	0	令和元年度	21	1.4	4.3	令和 2 年度	7	0.5	1.4	令和 3 年度	10	0.7	2.2	令和 4 年度	7	0.7	2.2	令和 5 年度	7	0.5	1.4
	法人税	法人住民税	法人事業税																																			
平成 28 年度	0	0	0																																			
平成 29 年度	0	0	0																																			
平成 30 年度	0	0	0																																			
令和元年度	21	1.4	4.3																																			
令和 2 年度	7	0.5	1.4																																			
令和 3 年度	10	0.7	2.2																																			
令和 4 年度	7	0.7	2.2																																			
令和 5 年度	7	0.5	1.4																																			

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p><b>【3号イ関係】</b> 平成 25 年度における最低居住面積水準未満率は 4.2%から平成 30 年度には 4.0%と改善しており、大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成 25 年の 37%から平成 30 年には 39%と増加しているなど、本措置による効果も合わさって着実に改善が進んでおり、令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される。</p> <p><b>【3号ロ関係】</b> 都市再生誘発量は平成 29 年度(2, 845ha)から令和元年度(7,847ha)にかけて約 5, 000ha 増加しており、令和3年度の目標値 13,500ha の達成に向けて概ね順調に推移している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p><b>【3号イ関係】</b> 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約 16.6ha、436 戸供給される見込みであり(平成 29 年度～令和元年度の合計)、引き続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる。</p> <p><b>【3号ロ関係】</b> 本措置の直接的な効果として、計約 120ha(平成 30 年度～令和5年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである。これにより優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げているとともに、都市再生誘発量の向上に寄与している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的であることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p><b>【3号イ関係】</b> 住宅着工統計によれば、50 m<sup>2</sup>(4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成 30 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額(令和元年度:21 百万円 地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p><b>【3号ロ関係】</b> 本措置の寄与もあり、都市再生誘発量は平成 29 年度(2, 845ha)から令和元年度(7,847ha)にかけて約 5, 000ha 増加しており、その効果は過去における減収額(令和元年度:国税 21 百万円、地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>また、令和2年度から5年度までにおいては、各要件において年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未満率」の改善に一定の効果を上げるとともに、本特例に係る土地区画整理事業は都市再生誘発</p>

			量の増加に一定の効果を上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(令和2年度から5年度までの各年度:国税7~10百万円・地方税3~5百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【3号イ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>【3号ロ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(国交5)

## 減収額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)
---

減収額	国税 (法人税)	法人住民税	法人事業税		
平成28～30年度	0 百万円	0.0 百万円	0.0 百万円	(法人	0 件)
令和元年度	21 百万円	1.4 百万円	4.3 百万円	(法人	6 件)
令和2年度	7 百万円	0.5 百万円	1.4 百万円	(法人	2 件)
令和3年度	10 百万円	0.7 百万円	2.2 百万円	(法人	3 件)
令和4年度	10 百万円	0.7 百万円	2.2 百万円	(法人	3 件)
令和5年度	7 百万円	0.5 百万円	1.4 百万円	(法人	2 件)

**【推計方法】**

一団の住宅地造成事業（第3号イ）、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業（第3号ロ）に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

	第3号イ			第3号ロ			合計	
	事業件数	個人	法人	事業件数	個人	法人	個人	法人
		地権者数	地権者数		地権者数	地権者数		
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	79	4	2	134	2	213	6
平均		20	1		34	1	54	2

1 法人あたりの減収額は以下のとおり。

**【国税】**

① 法人税  $1500 \text{ 万円} \times 23.2\% = 348 \text{ 万円}$   
 減収額推計 令和元年度 6 法人 2,088 万円

**【地方税】**

② 法人住民税  $348 \text{ 万円} \times 7.0\% = 24 \text{ 万円}$  ※都道府県1%、市町村6%  
 ③ 法人事業税 (④～⑥) 72 万円  
 ④ 法人事業税 (所得割)  $1500 \text{ 万円} \times 1.0\% = 15 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率  
 ⑤ 法人事業税 (特別法人事業税)  $15 \text{ 万円} \times 260.0\% = 39 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率  
 ⑥ 法人事業税 (付加価値割)  $1500 \text{ 万円} \times 1.2\% = 18 \text{ 万円}$  ※外形法人の場合の税率

※外形法人の場合の適用税率

過去の実績を踏まえると、1地区（事業）あたり1法人が適用を受けており、今後毎年2～3地区適用が見込まれることから、

2 地区の場合	国税	7 百万円	法人住民税	0.5 百万円	法人事業税	1.4 百万円
3 地区の場合	国税	10 百万円	法人住民税	0.7 百万円	法人事業税	2.2 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	不動産投資法人における未収賃料の特例
2	対象税目	(国税 32)(法人税:義) (地方税 47)(法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <b>拡充</b> ・延長】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容	《現行制度の概要》 投資法人が利益の90%超を配当した場合には、その配当した金額につき、投資法人の所得の計算上、損金の額に算入する制度。
		《要望の内容》 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、不動産投資法人において家賃の支払いの猶予に応じたために生じた一定の未収賃料相当につき、90%超配当要件の判定式の分母から控除するとともに、一定の調整措置を設けること。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の15等
5	担当部局	不動産・建設経済局 不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成23年～令和2年
7	創設年度及び改正経緯	平成10年の金融システム改革法により制度が創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。(拡充) 平成25年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。(拡充) 平成26年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。(拡充) 平成27年度改正で「税金不一致」問題解消等の手当がされた。(拡充) 平成28年度改正で一時差異等調整引当額について所要の措置が行われた。(拡充) 平成30年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。(拡充)
8	適用又は延長期間	当面の間
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の枠組みを活用することで、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		《政策目的の根拠》 ○「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」 (平成29年6月9日閣議決定)(抜粋) 「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増すること

		<p>を指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」</p> <p>施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p> <p>業績指標 119 「リート等の資産総額」に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人の導管性を確保することで、安定的な不動産証券化市場の形成に資することを目標とする。 (測定指標) 不動産投資法人の登録数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人の配当について、税制上の優遇措置があることにより、不動産証券化市場の安定化に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>平成 23 年度: 71 件 平成 24 年度: 76 件 平成 25 年度: 90 件 平成 26 年度: 107 件 平成 27 年度: 134 件 平成 28 年度: 146 件 平成 29 年度: 165 件 平成 30 年度: 181 件 令和元年度: 196 件(見込み) 令和2年度: 196 件(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。 ※見込み値は以下の方法により推計 令和元年度: 直近 3 年の増加数平均を平成 30 年度件数に加算。 令和2年度: 令和元年度と同水準と仮定。</p>
	② 適用額	<p>平成 23 年度: 158,023 百万円 平成 24 年度: 196,021 百万円 平成 25 年度: 254,248 百万円</p>



			<p>平成 26 年度:316,533 百万円  平成 27 年度:379,600 百万円  平成 28 年度:474,929 百万円  平成 29 年度:517,537 百万円  平成 30 年度:584,794 百万円  令和元年度:653,192 百万円(見込み)  令和2年度: 653,192 百万円(見込み)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。  ※見込み値は以下の方法により推計  令和元年度:直近 3 年の増加額平均を平成 30 年度適用額に加算。  令和2年度:令和元年度と同水準と仮定。</p>
		③: 減収額	—
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  本措置が実現すれば、投資法人の現金収入に見合う配当が実施でき、不動産証券化市場の安定化に資する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本措置が実現すれば、投資法人の現金収入に見合う配当が可能となる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税5)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月31日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当             <ol style="list-style-type: none"> <li>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上</li> <li>2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</li> </ol> </li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)</p>
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度 創設</p> <p>平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。)</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的</p>

		<p>なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和元年度末時点で13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバル経済圏の中心となり、世界から人材、企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図るとともに、令和2年6月に同法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。</p> <p>また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。</p> <p>また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する          に包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力・国際競争力を高める。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額          ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度)          目標値:7兆円～10兆円          (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p>

			<p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和12年度(2030年度)まで 目標値:16.5%~19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%~12.5% 令和6年度まで)</li> </ul> <p>(令和4年度までの測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設投資累計額:1.4兆円~2.0兆円</li> <li>・区域面積割合:11.0%~11.4%</li> </ul>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成29年度:7計画(16件) 平成30年度:7計画(12件) 令和元年度:8計画(14件) 令和2年度:13計画(24件)(見込み) 令和3年度:8計画(16件)(見込み) 令和4年度:8計画(16件)(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数) 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>
		② 適用額	<p>平成29年度:2,449百万円 平成30年度:2,039百万円 令和元年度:6,780百万円 令和2年度:11,970百万円(見込み) 令和3年度:9,500百万円(見込み) 令和4年度:9,500百万円(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)もとに、法人税率(平成29年度23.4%、平成30年度以降23.2%)で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民</li> </ul>

		<p>間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>														
	③: 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元年</th> <th>R2 見込</th> <th>R3 見込</th> <th>R4 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>573</td> <td>473</td> <td>1,573</td> <td>2,777</td> <td>2,204</td> <td>2,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値  ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したもの。</p>	年度 区分	H29	H30	R 元年	R2 見込	R3 見込	R4 見込	法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204
年度 区分	H29	H30	R 元年	R2 見込	R3 見込	R4 見込										
法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204										
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在 132 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成 24 年度から令和2年度までの建設投資額(見込含む)は約 8.8 兆円となり、令和2年度までの政策目標(8～11 兆円)を概ね達成する見込みである。また、世界の都市総合ランキングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、平成 28 年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p>また、令和 12 年度までの政策目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における7～10 兆円の建設投資累計額、16.5～19.5%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p>														
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132 計画)の建設投資累計額は 77,332 億円、経済波及効果は 194,542 億円、税収増効果は 20,476 億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>														
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。</p>													

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 08)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税7)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の2割5分増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月31日までに取得し、供用すること</li> <li>・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当</li> </ul> <p>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:租税特別措置法第68条の35、同施行令第39条の64、同施行規則第22条の42)</p>
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割)</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(＝都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市再生特別措置法および都市再生基本方針に基づき、都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。</p> <p>直近では、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。</p> <p>また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度)</li> <li>目標値:7兆円～10兆円</li> <li>(※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</li> </ul> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和12年度(2030年度)まで</li> </ul>	



			<p>目標値：16.5%～19.5%（初期値 9.1%※平成 30 年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</p> <p>（令和4年度までの測定指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設投資累計額：1.4 兆円～2.0 兆円</li> <li>・区域面積割合：11.0%～11.4%</li> </ul>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	①：適用数	<p>平成 29 年度：3 計画（3 件） 平成 30 年度：1 計画（1 件） 令和元年度：1 計画（1 件） 令和 2 年度：1 計画（1 件）（見込み） 令和 3 年度：2 計画（4 件）（見込み） 令和 4 年度：3 計画（6 件）（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数） 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</li> <li>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</li> </ul>
		②：適用額	<p>平成 29 年度：825 百万円 平成 30 年度：453 百万円 令和元年度：388 百万円 令和 2 年度：664 百万円（見込み） 令和 3 年度：711 百万円（見込み） 令和 4 年度：1,065 百万円（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）もとに、法人税率（平成 29 年度 23.4%、平成 30 年度以降 23.2%）で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を</li> </ul>

		<p>施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>														
	<p>③ 減収額</p>	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 439 1410 577"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元年</th> <th>R2 見込</th> <th>R3 見込</th> <th>R4 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>193</td> <td>105</td> <td>90</td> <td>154</td> <td>165</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値  ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したもの。</p>	年度 区分	H29	H30	R 元年	R2 見込	R3 見込	R4 見込	法人税	193	105	90	154	165	247
年度 区分	H29	H30	R 元年	R2 見込	R3 見込	R4 見込										
法人税	193	105	90	154	165	247										
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在 132 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成 24 年度から令和2年度までの建設投資額(見込含む)は約 8.8 兆円となり、令和2年度までの政策目標(8～11 兆円)を概ね達成する見込みである。また、世界の都市総合ランキングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、平成 28 年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p>また、令和 12 年度までの政策目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における7～10 兆円の建設投資累計額、16.5～19.5%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p>														
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132 計画)の建設投資累計額は 77,332 億円、経済波及効果は 194,542 億円、税収増効果は 20,476 億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>														

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 国交 09)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 4)
		②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。  建物及び附属設備(取得金額 3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額 400 万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月 31 日までとする。	
		《関係条項》 促進法 第 10 条 租税特別措置法 第 44 条、第 68 条の 19 同法施行令 第 28 条の 4、第 39 条の 51	
5	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	・昭和 62 年度: 創設 ・平成元～25 年度: 延長及び特別償却率の縮減等 ・平成 27 年度: 延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成 29 年度: 延長(資金額要件の引上げ) ・平成 31(令和元)年度: 延長(資金額要件の引上げ)	
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。  また、平成 28 年 3 月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済	

		<p>団体等の参画により、今後おおむね 10 年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。</p> <p>平成 27 年 8 月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。</p> <p>さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成 28 年 3 月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知の人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 閣議決定)でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進          施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する          に包含</p>

	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>(測定指標)</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、令和2年4月時点で151施設のところで、令和4年度末までに施設立地数を165施設とすることを目標としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上(令和4年度末までにおおむね54%)とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
10 有効性等	① 適用数	<table border="1" data-bbox="595 1010 1406 1164"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。</p> <p>※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣の証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、文化学術研究施設の新規立地が年平均3～4施設程度であるのに対して、本特例措置が年平均2件程度適用されていることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用件数	3	2	1	10	6	4
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用件数	3	2	1	10	6	4										
	② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 1574 1406 1729"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>13.3</td> <td>39.6</td> <td>18.5</td> <td>253.4</td> <td>186.2</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による</p> <p>※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、対象となる研究分野の制限は設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0										

③	減収額	(単位:百万円)					
		H29年 度(実績)	H30年 度(実績)	R1年 度(推計)	R2年 度(推計)	R3年 度(推計)	R4年 度(推計)
	減収額	3.1	9.1	4.3	58.8	43.2	8.6
		減収額は適用額×法人税率により算出 (法人税率について、H29 は0.234、H30～R4 は0.232)					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでいる。 令和2年4月時点で151の研究所用施設等が立地しており、令和元年度までに150施設とした目標を達成している。施設整備率については、企業の立地延期及び研究施設用地面積の増加により、令和2年4月時点で55.1%となっている。 (単位:件)					
			H29年 度(実績)	H30年 度(実績)	R1年 度(実績)	R2年 度(推計)	R3年 度(推計)
	施設立 地数	142	146	151	157	161	163
		※H29～R1実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構の公表値による。R2～R4推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。					
		(単位:%)					
		H29年 度(実績)	H30年 度(実績)	R1年 度(実績)	R2年 度(推計)	R3年 度(推計)	R4年 度(推計)
	施設整 備率	57.3	59.0	55.1	55.6	52.5	54.2
		※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※H29～R1実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。					
		前回評価時の推計値と実数値が乖離した原因は、立地後、本特例措置の対象となる研究施設部分の投資額を精査した結果、適用の要件に適合しなかったものがあること等が考えられる。					
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業(活用見込み含む)に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、「数ある候補地のうちから立地を決定するにあたり、企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行いました。その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなりました」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与していると言える。					

		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>平成 29 年度から令和元年度までの間に研究所用施設は 142 施設から 151 施設へと増加し、今後3年間においても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税込減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、本特例措置を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が3億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月(H30 国交 03)



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 15) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 30)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に関して、1,500万円の特別控除をするもの。(法人税・法人住民税・法人事業税)</p> <p>2. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に、長期譲渡所得の課税の特例(重課免除)を適用するもの。(法人税)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。)第102条では、除却の必要性に係る認定について規定されている。従来、マンション敷地売却事業の対象は耐震性不足のマンション(要除却認定マンション)に限られていたところ、令和2年のマンション建替え法の改正によって、対象が外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるもの等で除却の必要性に係る認定を受けたマンション(以下「特定要除却認定マンション」という。)まで拡充されたことに伴い、上記1及び2に係る所要の措置を要望する。</p> <p>また、同一の法改正によって、特定要除却認定マンションを含む団地において、敷地共有者の4/5以上の同意により、権利変換方式によってマンション敷地の分割を可能とする敷地分割制度が創設されたことに伴い、所要の措置として下記3及び4の内容を要望する。</p> <p>3. マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置</p> <p>4. 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得(※)に係る非課税措置 (※)敷地権利変換後の敷地の共有持分が従前よりも減ったことにより清算金を取得した場合に係る譲渡所得</p>

		《関係条項》 租税特別措置法第33条の3第6項、同条第7項、第33条の6第1項、第62条の3第4項第10号、第65条第1項第6号、第9項、第10項、第14項、第65条の4第1項第22号の2、第68条の72第9項、第10項、第14項										
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室										
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度										
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成26年度 拡充(マンション敷地売却制度の創設)										
8	適用又は延長期間	1、3、4:恒久措置 2:2年間(令和3年4月1日～令和4年12月31日)										
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。										
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含										
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進する。 ＜測定指標＞ マンションの建替え等の件数 325件(平成30年度)→約430件(令和4年度) ※住生活基本計画で設定している目標値【約500件(令和7年度)】をもとに設定 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標を実現することにより、老朽化マンションの建替え・改修が促進され、周辺の住環境や都市環境が向上する。										
10	有効性等	① 適用数 【1及び2】 ＜組合設立認可実績＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※実績値は地方公共団体へのヒアリングにより記載。	組合設立認可年度	件数	平成28年度	1	平成29年度	0	平成30年度	1	令和元年度	2
組合設立認可年度	件数											
平成28年度	1											
平成29年度	0											
平成30年度	1											
令和元年度	2											

		<p>&lt;組合設立認可将来推計&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※将来の推計は過去の平均及び実績推移(平成26年度にマンション敷地売却制度が創設され、2年後の平成28年度に実績が1件)により想定</p> <p>※マンション敷地売却事業は、多数の権利者の合意を得て進める必要があつて、時間を要する事業であるため、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p><b>【3】</b></p> <p>&lt;事業件数(推計)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。</p> <p>※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p> <p><b>【4】</b></p> <p>&lt;事業件数(推計)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。</p> <p>※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p>	組合設立認可年度	件数	令和2年度	1	令和3年度	1	令和4年度	2	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1
組合設立認可年度	件数																									
令和2年度	1																									
令和3年度	1																									
令和4年度	2																									
事業年度	件数																									
令和2年度	0																									
令和3年度	0																									
令和4年度	1																									
事業年度	件数																									
令和2年度	0																									
令和3年度	0																									
令和4年度	1																									
②	適用額	<p><b>【1及び2】</b></p> <p>&lt;過去実績(推計)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;将来推計&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1組合数当たり、42百万円の適用額を想定して記載。 (算出方法) 5(法人)×8.496百万円(課税標準額)=42百万円</p> <p>・適用数:5法人(1組合数当たり)</p>	適用年度	適用額	平成28年度	42	平成29年度	0	平成30年度	42	令和元年度	84	適用年度	適用額	令和2年度	42	令和3年度	42	令和4年度	84						
適用年度	適用額																									
平成28年度	42																									
平成29年度	0																									
平成30年度	42																									
令和元年度	84																									
適用年度	適用額																									
令和2年度	42																									
令和3年度	42																									
令和4年度	84																									

		<p>※過去事業地区の実績等をもとに算出          ・戸あたりの推定課税標準額:8.496 百万円          ※平成 31 年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p>・適用法人の要件がある措置ではないため、適用額が想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <p><b>【3】</b>          &lt;将来推計&gt;</p> <table border="1" data-bbox="596 600 1406 757"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1事業数当たり、306 百万円の適用額を想定して記載。          (算出方法)  <math>36(\text{法人}) \times 8.496 \text{ 百万円}(\text{課税標準額}) = 306 \text{ 百万円}</math></p> <p>・適用数:36 法人(1事業数当たり)          ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出          ・戸あたりの推定課税標準額:8.496 百万円          ※平成 31 年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p><b>【4】</b>          &lt;将来推計&gt;</p> <table border="1" data-bbox="596 1281 1406 1438"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1事業数当たり、8 百万円の適用額を想定して記載。          (算出方法)  <math>31(\text{法人}) \times 0.26 \text{ 百万円}(\text{清算額}) = 8 \text{ 百万円}</math></p> <p>・適用数:31 法人(1事業数当たり)          ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出          ・戸あたりの推定清算額:0.26 百万円          ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出</p>	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	306	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	8				
適用年度	適用額																					
令和2年度	0																					
令和3年度	0																					
令和4年度	306																					
適用年度	適用額																					
令和2年度	0																					
令和3年度	0																					
令和4年度	8																					
	③ 減収額	<p><b>【1及び2】</b>          &lt;過去実績(推計)&gt;</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 1850 1406 2042"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 28 年度	10	3	1	平成 29 年度	0	0	0	平成 30 年度	10	3	1	令和元年度	20	6	2
	法人税	法人住民税	法人事業税																			
平成 28 年度	10	3	1																			
平成 29 年度	0	0	0																			
平成 30 年度	10	3	1																			
令和元年度	20	6	2																			

<将来推計>

(百万円)

	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	10	3	1
令和3年度	10	3	1
令和4年度	20	6	2

※1事業あたりの減収額は以下のとおり。

法人税：10百万円(42百万円×0.232(法人税率))

法人住民税：3百万円(42百万円×0.07(法人住民税率))

法人事業税：1百万円(42百万円×0.031(法人事業税率))

【3】

<将来推計>

(百万円)

	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	71	21	9

※1事業あたりの減収額は以下のとおり。

法人税：71百万円(306百万円×0.232(法人税率))

法人住民税：21百万円(306百万円×0.07(法人住民税率))

法人事業税：9百万円(306百万円×0.031(法人事業税率))

【4】

<将来推計>

(百万円)

	法人税	法人住民税	法人事業税
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	2	1	0.5

※1事業あたりの減収額は以下のとおり。

法人税：2百万円(8百万円×0.232(法人税率))

法人住民税：1百万円(8百万円×0.07(法人住民税率))

法人事業税：0.5百万円(8百万円×0.031(法人事業税率))

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>マンションの建替え等の件数は、平成 26 年度に約 250 件であったものが、平成 30 年度に 325 件と約 75 件増加しており、令和7年度の目標値約 500 件に対し、着実に実績を積み上げているところ。事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、本措置による資金面での負担軽減措置は、事業実施の合意形成を促進するうえで有効かつ重要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>区分所有者の法人税に係る負担を軽減させることによって、マンションの建替え等の件数を促進させる効果を有する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>事業実施の合意形成に際しての最大の阻害要因である区分所有者の費用負担の問題に対処することで、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等の円滑化が図られ、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が実現されるため、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率的であり、国民・行政双方の負担を軽減する本租税特別措置によるところが適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置としては、法人税法等においてマンション敷地売却組合等の行う非収益事業に係る非課税措置を講じることにより、費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、区分所有者である法人の所得に係る税制特例措置であり、組合の費用負担を軽減する税制特例とは対象が異なっている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により各地方公共団体の管轄区域内のマンションの再生が促進されることで、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(H31国交9、10)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義(国税 40) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税 54)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3000 万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる制度。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31</p>
5	担当部局	国土交通省自動車局整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間平成31年3月末まで) 平成31年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間平成33年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を対象に追加
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。
		《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小

		<p>企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保      施策目標 15 道路交通の安全性を確保・向上する      17 自動車の安全性を高める      に包含</p> <p>○中小企業等経営強化法      (目的)      第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年 7 月 17 日閣議決定)      第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く      1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略      (4)消費など国内需要の喚起      企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》      中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》      本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。      また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和 2 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>



10	有効性等	① 適用数	(単位：件)					
			平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
		適用件数	14, 143	26, 469	25, 621	24, 801	24, 007	23, 239
		<p>平成 29～30 年度においては、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）（平成 30 年度）より記載。</p> <p>令和元～4 年度においては、適用実態調査の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に伸び率（-3.1%）を掛け推計。</p> <p>推計方法としては中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 29 年から令和 2 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出</p>						
		② 適用額	(単位：億円)					
			平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
		適用額	3, 457	6, 224	6, 025	5, 832	5, 645	5, 465
		<p>平成 29～30 年度においては、適用実態調査（平成 30 年度）より記載。</p> <p>令和元～4 年度においては、適用実態調査の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に伸び率（-3.1%）を掛け推計。</p> <p>推計方法としては中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 29 年から令和 2 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出</p>						
		③ 減収額	(単位：億円)					
			平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
		法人税	619	1, 063	1, 030	998	967	937
		法人住民税	43	74	72	70	68	66
		法人事業税	53	89	86	84	81	78
		<p>● 国税</p> <p>29～30 年度においては、適用実態調査（平成 30 年度）より記載。</p> <p>令和元～4 年度においては、適用実態調査の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に伸び率（-3.1%）を掛け推計。</p> <p>推計方法としては中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 29 年から令和 2 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出</p> <p>● 地方税</p> <p>(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税 = 地方税減収見込み</p> <p>・ 減収見込額 × 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)</p> <p>・ 特別償却による減収見込額 × 0.067 (※1) = 法人事業税の減収見込み (B)</p> <p>・ 法人事業税の減収見込み額 × 0.432 (※2) = 地方法人特別税 (C)</p>						

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          中小企業の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;"><b>【設備投資額の推移】</b></p> <p style="text-align: center;">(出所)「法人企業統計」(財務省)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。          また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成30年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。          また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成30年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。          本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。          加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投</p>

		<p>資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成 30 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p> <p>これらの措置はより対象の限定された措置であり、本措置とは目的や対象がことなる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 13) 法人事業税:義、法人住民税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。</p> <p>【外航】</p> <p>(環境負荷低減船)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 17/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 15/100</p> <p>(先進船舶)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 20/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 18/100</p> <p>【内航】</p> <p>(高度環境低負荷船)……………特別償却率 18/100</p> <p>(環境低負荷船)……………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日(所得税は令和5年12月31日)までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14~20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10~11 同法施行規則第42条の8~12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31~32 臨時船舶建造調整法第2~4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25~26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>

5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 26 年度創設 (外航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)</p> <p>平成 29 年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ)</p> <p>令和元年度 拡充・縮減・延長(拡充: 先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶 20/100、日本船舶以外 18/100 とし、縮減: 環境負荷低減船の償却割合を日本船舶 17/100、日本船舶以外 15/100 に引き下げ。)</p> <p>(内航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長</p> <p>平成 21 年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については 18%)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 29 年度 延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充(内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ)</li> <li>・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化)</li> </ul> <p>令和元年度 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～4年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率がよく環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際</p>

		<p>海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</li> </ul> <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」</li> <li>・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</li> </ul>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包含。</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標 3: 地球環境保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境保全</p> <p>に包含。</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>削減: 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)</li> <li>・NO<sub>x</sub>削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。</li> <li>・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。</li> <li>・先進船舶を2025年までに340隻導入する。</li> </ul> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際海運のCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>の削減に向けた主導的貢献 CO<sub>2</sub>: 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改</li> </ul>

		<p>善する。</p> <p>NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比)</p> <p>・我が国の外航海運の発展を図るため、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。</p> <p>先進船舶:2022年までに89隻導入する。</p> <p>(内航)</p> <p>・CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>の削減に向けた環境低負荷船等の普及促進</p> <p>CO<sub>2</sub>:令和12年度までに省エネに資する船舶(1,190隻程度)を普及させ、157万トンCO<sub>2</sub>の削減を図る。</p> <p>NO<sub>x</sub>:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。</p> <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <p>・CO<sub>2</sub>:令和4年度までに年間約9万トンCO<sub>2</sub>の削減(省エネに資する船舶の年間70隻に相当)を図る。</p> <p>・NO<sub>x</sub>:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO<sub>2</sub>排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、社会的要請として、船舶分野からのCO<sub>2</sub>排出削減が求められているところ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。</p>																																										
10 有効性等	① 適用数	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1" data-bbox="598 1680 1332 2016"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶(隻)</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈1〉</td> <td>〈4〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> <td>〈2〉</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶(隻)</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>〈適用者〉(社)</td> <td>〈15〉</td> <td>〈18〉</td> <td>〈28〉</td> <td>〈20〉</td> <td>〈20〉</td> <td>〈20〉</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶(隻)	1	6	4	4	4	4	〈適用者〉(社)	〈1〉	〈4〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	外航日本船舶以外の船舶(隻)	29	32	53	38	38	38	〈適用者〉(社)	〈15〉	〈18〉	〈28〉	〈20〉	〈20〉	〈20〉
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																						
区分																																												
外航日本船舶(隻)	1	6	4	4	4	4																																						
〈適用者〉(社)	〈1〉	〈4〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉	〈2〉																																						
外航日本船舶以外の船舶(隻)	29	32	53	38	38	38																																						
〈適用者〉(社)	〈15〉	〈18〉	〈28〉	〈20〉	〈20〉	〈20〉																																						

- ※ H29～R1については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。
- ※ 令和2年度以降については過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。
- ※ H29～30については環境負荷低減船の適用実績、R1以降は環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値

(内航)

【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航環境 低負荷船舶(隻)	9	6	2	6	6	6
〈適用者〉(社)	〈7〉	〈5〉	〈2〉	〈5〉	〈5〉	〈5〉
高度内航環境 低負荷船舶(隻)	6	2	2	3	3	3
〈適用者〉(社)	〈5〉	〈2〉	〈2〉	〈3〉	〈3〉	〈3〉

- ※ R1年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。
- ※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。
- ・令和元年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を14隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は4隻となった原因としては、前年に比して、R1年度の船舶建造数が減少(H30:90隻→R1:66隻)したことが影響しており、適用数が想定外に僅少とは言えない。

② 適用額

- ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。

(外航)

【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】

(単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
外航日本船舶	706	7,457	2,781	3,529	3,529	3,529
外航日本船舶 以外の船舶	25,490	26,994	44,999	32,592	32,592	32,592

- ※ H29～R1については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。
- ※ R2年度以降については過去の実績(直近3年間の平均(H29～R1))をもとに推計。
- ※ H30-R1年度適用者数は合計で35社であることから、特定の者への偏りは無い。



		<p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>4,200</td> <td>4,893</td> <td>248</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>6,706</td> <td>1,472</td> <td>1,708</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握          ※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29~R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>・なお、H29-R1年度における本租税特別措置の適用者数は合計 23 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114	高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																					
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																						
内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114																																						
高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																																						
③	減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>165</td> <td>1,730</td> <td>645</td> <td>819</td> <td>819</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,965</td> <td>6,263</td> <td>10,440</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握          ※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出          ※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29~R1)</p> <p>(外航) 【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>47</td> <td>500</td> <td>186</td> <td>247</td> <td>247</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>1,708</td> <td>1,809</td> <td>3,015</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握          ※ 適用額(調査により把握) × 法人事業税率により算出          ※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29~R1)</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819	外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	外航日本船舶	47	500	186	247	247	247	外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																						
外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819																																						
外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561																																						
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																						
外航日本船舶	47	500	186	247	247	247																																						
外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281																																						

(外航)

【減収額】【法人住民税】

(単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
外航日本船舶	21	223	83	57	57	57
外航日本船舶 以外の船舶	769	808	1,347	529	529	529

※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ 適用額(法人税減収見込み) × 法人住民税率により算出

※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29~R1)

(内航)

【減収額】【法人税】

(単位:百万円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内航環境 低負荷船舶	983	1,135	58	722	722	722
高度内航環境 低負荷船舶	1,569	342	396	764	764	764

※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式:

平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率(23.2%)により算出

(内航)

【減収額】【法人事業税】

(単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
内航環境 低負荷船舶	281	328	17	218	218	218
高度内航環境 低負荷船舶	449	99	114	231	231	231

※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握

※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式:

平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人事業税率より算出

(内航)

【減収額】【法人住民税】

(単位:百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
内航環境 低負荷船舶	127	146	7	51	51	51
高度内航環境 低負荷船舶	202	44	51	54	54	54

	<p>※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式： 平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率×法人住民税率より算出</p>																																										
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (外航)</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="595 488 1426 763"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2削減(%)</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費効率改善(%)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>NOx削減(%)</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td> <td>8.6</td> <td>8.7</td> <td>8.1</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>先進船舶(隻数)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>36</td> <td>55</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1) / 世界の海上荷動き量(注2) (注1) 出典:事業者からの法令に基づき報告により把握 (注2) 出典:Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」 ※R2年度からR4年度の数値については推計値</p> <p>○所期の目標の実現状況 【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2削減(目標値:21%削減):日本商船隊からのCO2排出量を20%削減(平成16年度比)。</li> <li>・NOx削減(目標値:22%削減):新造船について24%の削減を達成(平成22年度比)。</li> <li>・輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値が10%であるところ、平成29年度～令和元年度実績がそれぞれ8.6%、8.7%、8.1%であったが、日本商船隊の輸送量については、平成29年度～令和元年度実績がそれぞれ997百万トン、1,032百万トン、960百万トンとほぼ同数で推移しており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。</li> <li>・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H30年度、R1年度ともに33隻であり、H30年度の実績値は38隻、R1年度は57隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。</li> </ul> <p>○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあるととも、環境負荷低減に資する船舶等の普及を妨げることになる。</p> <p>(内航)</p> <p>○政策目的の達成状況 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	CO2削減(%)	17	19	20	22	—	—	燃費効率改善(%)	—	—	—	—	19	21	NOx削減(%)	26	22	24	22	22	22	輸送比率(%)	8.6	8.7	8.1	10.0	10.0	10.0	先進船舶(隻数)	0	0	5	36	55	89
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																					
CO2削減(%)	17	19	20	22	—	—																																					
燃費効率改善(%)	—	—	—	—	19	21																																					
NOx削減(%)	26	22	24	22	22	22																																					
輸送比率(%)	8.6	8.7	8.1	10.0	10.0	10.0																																					
先進船舶(隻数)	0	0	5	36	55	89																																					

踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶からの CO2 排出削減が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進し、環境負荷低減を達成するため、当該達成目標を設定している。  
平成 29 年度から令和元年度の 3 年間における CO2 削減量は 19.9 万トンであり、達成目標値の 27 万トンには届いていない。

○達成目標の実現状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分						
省エネに資する船舶(隻)	45	36	27	36	36	36
(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))	107,440	57,463	33,858	66,257	66,257	66,257
NOx 削減(%)	22	22	22	22	22	22

※事業者へのアンケート調査等に基づき算出

※令和 2~4 年度については推定値

○所期の目標の実現状況

【令和元年度】

- ・CO2 削減: 年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、H29~R1 の平均で年間 36 隻であった。
- ・NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が令和元年度で 4 隻導入され、約 1.8 万トンの CO2 削減がなされた。

本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。

⑤: 税収減を是認する理由等

(外航)

課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い日本商船隊の輸送比率を維持することから、本税制特例措置は税収減を是認するに足る効果が期待される。

(内航)

環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。

本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件

			<p>を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。</p> <p>上記の理由から、本税制特例措置には税收減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航)</p> <p>本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航)</p> <p>本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として、本租税特別措置による支援が効果的である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航)</p> <p>船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶特別償却制度・買換特例制度: 船舶所有者の投資の促進</li> <li>・国際船舶の固定資産税軽減措置: 船舶所有者の船舶保有コストの低減</li> <li>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置: 船舶所有者の船舶取得時の負担低減</li> </ul> <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化さ</p>

		<p>れており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 4)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 43) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税 56)
		② 上記以外の税目 (事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 対象地域:沖縄県全域(県知事が平成 24 年 7 月 31 日に指定)</p> <p>2. 税制優遇措置</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合(機械・装置:15%、建物及び建物附属設備等:8%)を法人税額から控除。</li> <li>・法人税額の 20%限度(繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円。</li> <li>・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。</li> <li>・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。</li> </ul> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限(令和 3 年 3 月 31 日)を 1 年間延長し、令和 4 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法第 8 条  租税特別措置法第 42 条の 9、第 68 条の 13  租税特別措置法施行令第 27 条の 9、第 39 条の 43  租税特別措置法施行規則第 20 条の 4、第 22 条の 26</p>

		地方税法附則 第 33 条第 1 項
5	担当部局	観光庁観光地域振興部観光地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 2 年 9 月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 観光振興地域制度創設 平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成 24 年度 観光振興地域制度廃止、観光地形成促進地域制度創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2 年間延長
8	適用又は延長期間	1 年間(令和 3 年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする</p>



る。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3～8 (略)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 (略)

(資金の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1)観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。

このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。

また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地

		域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する に包含
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○達成目標 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客数 1,200 万人</li> <li>・観光収入 1.1 兆円</li> <li>・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日</li> <li>・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円</li> </ul> <p>○測定指標 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した設備投資(累計) 8件</li> <li>・本制度を活用した観光施設への来場者数(累計) 1,400,000 人</li> </ul> <p>本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の来場者数(現時点で判明している実績)は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。(設定根拠については別紙参照)。</p> <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・泊数の増大に寄与する。</p> <p>また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去の適用数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27 年度～H30 年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1 年度は沖縄県調べ。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 適用実績が僅少であるのは、事業開始後暫くの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み 今後、毎年度、投資税額控除2件の適用を見込む。 ※沖縄県が企業への聞き取り等により試算。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	項目	年度					H27	H28	H29	H30	R1	国税 投資税額控除	0	0	1	2	1	地方税 法人住民税	-	-	-	-	-
		項目	年度																							
H27	H28		H29	H30	R1																					
国税 投資税額控除	0	0	1	2	1																					
地方税 法人住民税	-	-	-	-	-																					
② 適用額	<p>1. 過去の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税 (H27 年度～H30 年度) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。R1 年度は沖縄県調べ。 ※地方税 (H27 年度～H30 年度) は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)、R1 年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、投資税額控除 30 百万円の適用を見込む(算出方法は別紙参照)。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>	項目	年度					H27	H28	H29	H30	R1	国税 投資税額控除	0	0	2	15	44	地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6		
項目	年度																									
	H27	H28	H29	H30	R1																					
国税 投資税額控除	0	0	2	15	44																					
地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6																					

③ 減収額

1. 過去の減収額実績

(単位:百万円)

項目	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
国税 投資税額控除	0	0	2	15	44
地方税 法人住民税	0	0	0.3	2	6

※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R1年度は沖縄県調べ。

※地方税（H27年度～H30年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）、R1年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%））。

2. 今後の減収額見込み

今後、毎年度、投資税額控除 30 百万円の適用を見込む(算出方法は③適用額の今後の見込みと同様)。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

入域観光客数、観光収入については、各年度順調に伸びており、特に入域観光客数は、世界有数のリゾート地であるハワイと肩を並べる水準まで増加している(令和元年実績(暦年)でハワイの 1,039 万人に対し、沖縄県 1,016 万人)。

一方で、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでおり、それぞれ令和元年実績(暦年)でハワイが 21.5 万円、8.7 日であるのに対し、沖縄は 7.4 万円、3.6 日であり、一人あたりの消費額の増加及び滞在日数の延伸が課題となっている。

このため、本制度が対象としている販売施設やスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の新たな観光施設への投資を促すことで、観光産業の高付加価値化を進め、上記課題等に対応していく必要がある。

2. 所期の目標の実現状況

項目	年度			
	H28	H29	H30	R1
入域観光客数(万人)	877	958	1,000	947
観光収入(億円)	6,603	6,979	7,341	7,047
観光客一人当たりの平均滞在日数(日)	3.78	3.75	3.73	3.7
観光客一人当たりの県内消費額(円)	75,297	72,853	73,374	74,425

出典：平成 30 年版観光要覧、平成 30 年度観光統計実態調査、沖縄県資料

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 測定指標の実現状況

本制度を活用した設備投資、当該設備投資に伴う施設への来場者

数はともに堅調に推移しており、令和3年度までに1,400,000人に達する見込みであることから、本制度は達成目標の達成に寄与するものである。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
本制度を活用した設備投資	0	1	2	1	2	2
上記の設備投資に伴う施設への来場者数	0	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220

※令和元年度の件数は沖縄県調べ。令和2年度及び3年度の件数については沖縄県が企業への聞き取り等により試算。

※令和2年度及び3年度の入場者数は沖縄県の試算（別紙参照）。

## 2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄県の入域観光客数は平成24年度の592.5万人から令和元年度の946.2万人へと堅調に増加しており、令和元年実績（暦年）ではハワイの入域観光客数と肩を並べるまでになった。

政府においても、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、令和2年度までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後も多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。

しかしながら、本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。

今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。

### ⑤ 税収減を是認する理由等

国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。

加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICEや富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。

また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約3.4億円の県外客消費額を押し上げる効果があ

			<p>ると試算され、本制度による約 1.2 億円(平成 29 年度～令和3年度の減収額(投資税額控除))の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000 人</li> <li>・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,178 円)</li> <li>・平均滞在日数 3.7 日(令和元年度)</li> </ul> <p>→県外客消費額の押し上げ効果 3億 3,950 千円</p> <p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>税制措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。</p> $7,178 \text{ 円} \div 3.7 \text{ 日} \div 8 \text{ 時間(一日当たりの観光時間を8時間と想定)} \\ \times 1,400,000 \text{ 人} = 339,500,000 \text{ 円}$ <p>※県外客消費単価は「平成 30 年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところである。</p> <p>本制度は民間の創意を生かした設備投資を促進するものであり、投資回収の面から民間による整備が見込めず、市町村がソフト一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで一層の役割分担を図った。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月

## 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する測定指標・適用見込額の設定根拠

### 1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）を活用した施設における年間来場者数 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

年度	H29	H30	R1
施設A	1212人	977人	1,129人
施設B	—	151,250人	140,250人
施設C	—	7,360人	10,000人
施設D	—	—	576,000人

### 2 測定指標の設定

令和3年度までに

・本制度を活用した施設の来場者数 1,400,000人 (1,404,618人≒1,400,000人)

各年度ごとの来場者数 (R1以降は見込み)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
来場者数(人)	1,212	159,587	727,379	258,220	258,220	1,404,618

※R2、R3の来場者数の見込みについては、沖縄観光コンベンションビューローが8月26日に発表した2020年の入域観光客数の推計数値(対前年35.5%)に基づき、R1の数値の35.5%とした。

### 3 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績 ※R1年度は現時点で判明しているもののみ。

- ・施設A 2,218千円 (H29)
- ・施設B 2,882千円 (H30)
- ・施設C 11,674千円 (H30)
- ・施設D 43,533千円 (R1)

### 4 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 30,154千円 60,307(3の4施設の適用額の合計)÷4施設×2件(1年間の適用見込み件数)

※減収見込額も同様

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義、所得税: 外
		②: 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 個人又は法人の有する土地等を、国土利用計画法に基づく地域の開発、保全又は整備に関する計画(土地利用基本計画の一部。以下「開発保全整備計画」という。)に係る事業のために、国、地方公共団体等に譲渡した場合に年 1,500 万円を限度として損金算入するもの。
			《関係条項》 租税特別措置法第 65 条の 4 第 1 項第 19 号、第 68 条の 75 第 1 項
4	担当部局		国土政策局総合計画課国土管理企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和元年度(5 力年)
6	創設年度及び改正経緯		昭和 50 年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 開発保全整備計画に係る公共事業用地取得の円滑化、迅速化を図り、同計画に係る事業の円滑な実施を促進することで、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。  《政策目的の根拠》 国土利用計画法(昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号) (目的) 第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含



		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の開発、保全又は整備に関する事業が推進されることにより、国民の生活向上に資する。 ＜測定指標＞ 低未利用地の面積 13.1万ha(平成15年)→13.1万ha(平成30年)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開発保全整備計画に係る事業を実施するためには事業用地の確保は不可欠であり、早期に事業の効果を発現するためには、事業用地の取得を迅速に行う必要がある。このような状況の中で、開発保全整備計画に係る事業に関して、国、地方公共団体への土地等の譲渡について軽減措置を講じている本措置は土地所有者の理解と協力を得る上で重要な役割を果たしており、早期の事業効果の発現に寄与している。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>H27年度 0件(0件) H28年度 0件(0件) H29年度 0件(2件) H30年度 0件(0件) R01年度 0件(0件)</p> <p>※法人のみ。括弧書きは個人を含む。 (都道府県にアンケートを行い把握)</p> <p>直近5年間で法人税については適用がなかったものの、確認している範囲で平成26年度までに法人税、所得税を合わせて700件程度の適用実績があり、平成29年度にも所得税について2件の適用があった。開発保全整備計画の策定数自体が近年少ない状況下でも措置の適用はあり、適用数は想定外に僅少とは考えられない。</p>
		② 適用額	<p>H27年度 0百万円(0百万円) H28年度 0百万円(0百万円) H29年度 0百万円(30百万円) H30年度 0百万円(0百万円) R01年度 0百万円(0百万円)</p> <p>※法人のみ。括弧書きは個人を含む。</p>
		③ 減収額	<p>H27年度 0百万円(0百万円) H28年度 0百万円(0百万円) H29年度 0百万円(9百万円) H30年度 0百万円(0百万円) R01年度 0百万円(0百万円)</p> <p>※法人のみ。括弧書きは個人を含む。 (推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          確認している範囲で平成3年度以降、26年度までに法人税、所得税を合わせて700件程度の適用実績があったほか、個人については平成29年度の緑地整備計画事業において、2件の土地の買入れが行われており、この事業の円滑な推進に寄与した。現在、全国で行われている事業については、事業開始当初に比べて事業後期には比較的調整が難しい案件が残っているため活用が減っているが、これらの案件を進めるためのインセンティブとして有効な手段と考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          直近5年間では法人税については適用がなかったものの、引き続き全国で事業が継続中であり、複数の県で今後、買い取りの希望があることから本措置の適用が見込まれている。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>本措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本措置による租税減を是認する効果を有するものである。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>開発保全整備計画に係る事業に協力し、土地を譲渡する者にとって、譲渡益に対する課税のあり方は重要な判断要素となるため、当該措置には妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>本措置は公共事業用地の収用等に寄与しており、開発保全整備事業に不可欠であるため、引き続き存続すべきである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定目的会社に係る課税の特例
2	①: 政策評価の対象税目	法人税:義 法人住民税:義、法人事業税:義
	②: 上記以外の税目	-
3	内容	《制度の概要》 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社のうち、一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については、損金の額に算入することが認められる等の措置。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の14
4	担当部局	国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年4月～平成31年3月
6	創設年度及び改正経緯	平成10年のSPC法等改正法に伴い、創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成22年度および平成23年度改正で国内50%超要集要件等の見直しが行われた。
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定目的会社を活用した不動産証券化を促進することにより、不動産投資市場を活性化する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋) 国内外から中長期的かつ安定的な投資を呼び込むため、法人による投資的な不動産取引の動きを可視化し、不動産市場の透明性向上・活性化に資する法人取引量指数(仮称)の2021年度中の公表に向けて検討するほか、ESG投資の促進に向けTCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)に係るガイダンスを2020年度中に策定する。</p> <p>○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 に包含
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることに より、我が国金融・資本市場の競争力を強化する。 (測定指標) 特定目的会社の登録・届出件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における 税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
9	有効性等	① 適用数	平成 28 年度: 473 件 平成 29 年度: 497 件 平成 30 年度: 474 件 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。
		② 適用額	平成 28 年度: 428,964 百万円 平成 29 年度: 674,952 百万円 平成 30 年度: 565,431 百万円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 不動産証券化市場が成長・活性化している。  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた 不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別 措置による効果が発現していると言える。
		⑤ 税収減を是認する理由等	税収減は生じないと考えられる。特定目的会社は不動産証券化を実現 するために利用される器であり、投資家は特定目的会社への出資を 通じて不動産を間接的に取得することから、特定目的会社自体への課 税を回避し、投資家段階でのみ課税すること(二重課税の回避)を前 提としている。特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的 会社を利用した不動産証券化スキームが成り立たず、不動産証券化 市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスが なかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	不動産証券化市場の活性化のためには、本措置により、特定目的会 社の導管性を確保する必要がある、税制でしか措置できないため。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないため、地方公共団体が協力する相当性がある。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	本措置は、不動産証券化市場の活性化に寄与しており、不動産証券化市場の活性化にあたって、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠であるため、引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義
		②: 上記以外の税目 所得税: 外、特別土地保有税: 外
3	内容	《制度の概要》 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の10第1項第3号、第68条の81第1項第3号、 同施行令第39条の8第2項、第3項、第39条の107第2項、第3項
4	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度から令和元年度まで
6	創設年度及び改正経緯	昭和 56 年度 税制措置創設(恒久措置)
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 交換分合による土地の集団化の円滑化を図り、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成 28 年 3 月 18 日閣議決定)」において、「国民の居住ニーズの多様化・高度化を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要。その際には、地域ごとの住宅需要を見極めるとともに、地域の実情に応じた都市農地の保全の在り方に留意することが必要。」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含

	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住生活基本計画目標1:結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>住生活基本計画目標3:住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>＜測定指標＞</p> <p>子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率</p> <p>【全国】42%(平成25年実績値) → 50%(令和7年)</p> <p>【大都市圏】37%(平成25年実績値) → 50%(令和7年)</p> <p>最低居住面積水準未達率4.2%を早期に解消する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>																		
9 有効性等	① 適用数	<p>適用件数(実績)(分析対象期間:H27~R1)</p> <table border="1" data-bbox="598 896 1204 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>0件(0件)</td> <td>0ha(0ha)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0件(0件)</td> <td>0ha(0ha)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0件(0件)</td> <td>0ha(0ha)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0件(0件)</td> <td>0ha(0ha)</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0件(0件)</td> <td>0ha(0ha)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人のみ。括弧書きは個人含む。 (算出根拠:各農住組合に確認)</p>		適用件数	面積	H27	0件(0件)	0ha(0ha)	H28	0件(0件)	0ha(0ha)	H29	0件(0件)	0ha(0ha)	H30	0件(0件)	0ha(0ha)	R1	0件(0件)	0ha(0ha)
	適用件数	面積																		
H27	0件(0件)	0ha(0ha)																		
H28	0件(0件)	0ha(0ha)																		
H29	0件(0件)	0ha(0ha)																		
H30	0件(0件)	0ha(0ha)																		
R1	0件(0件)	0ha(0ha)																		
	② 適用額	<p>H27 0百万円(0百万円)</p> <p>H28 0百万円(0百万円)</p> <p>H29 0百万円(0百万円)</p> <p>H30 0百万円(0百万円)</p> <p>R1 0百万円(0百万円)</p> <p>※法人のみ。括弧書きは個人含む。</p>																		
	③ 減収額	<p>減収額(実績)(分析対象期間:H27~R1)</p> <p>H27 0百万円(0百万円)</p> <p>H28 0百万円(0百万円)</p> <p>H29 0百万円(0百万円)</p> <p>H30 0百万円(0百万円)</p> <p>R1 0百万円(0百万円)</p> <p>※法人のみ。括弧書きは個人含む。(算出根拠:各農住組合に確認)</p>																		

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 適用はない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成 27 年度から令和元年度にかけて、措置が実施されていないため、直接的効果はないが、現在事業計画を立案中である 1 地区において、本措置の適用が見込まれており、本措置によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	今後当措置が存続されない場合、土地所有者や使用収益権を持つ権利者等の同意が得られなくなり、交換分合の実施が行われなくなる可能性がある。その結果、一団の住宅地及び一団の営農地へ集約されず、各々適した開発手法とならなくなる可能性がある。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>交換分合による土地の譲渡等を円滑化することにより、農地と住宅地が調和した優良な宅地の供給促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成、安全・安心な社会の構築をしていく上で必要不可欠である。</p> <p>また、現在1地区で事業計画を立案中であり、本措置の適用が見込まれることから、本措置は引き続き必要である。</p> <p>さらに、目標となる住宅地の魅力の維持・向上については、目標達成途上にあることから、引き続き存続すべき制度である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年8月(H27 国交 07)



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義
		②: 上記以外の税目	所得税: 外、個人住民税: 外
3	内容		《制度の概要》 法人が有する資産について、都市再開発法の市街地再開発事業が施行され、権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権利等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上損金算入することができる。
			《関係条項》 租税特別措置法第 65 条第 1 項第 4 号
4	担当部局		国土交通省都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 44 年度 創設 昭和 50 年度 拡充(第二種市街地再開発事業による収用又は買取りに伴いその対償として建築施設を取得する場合を追加) 平成元年度 拡充(第二種市街地再開発事業における特則型管理処分手続の場合を追加) 平成 14 年度 拡充(施行者に会社施行の場合を追加) 平成 28 年度 拡充(第一種市街地再開発事業における個別利用区への権利変換の場合を追加)
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消を図る。
			《政策目的の根拠》 (土地の高度利用と都市機能の更新) ・都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 123 条 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。」 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月閣議決定) 第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国作りへ ④地方都市の活性化に向けた環境整備

		<p>「感染症の教訓を踏まえた柔軟な働き方や地方都市での就労・居住の推進に向け、(中略)地域の生活機能を集約する都市のコンパクト化(中略)等を通じて、歩いて暮らせるゆとりとにぎわいあるまちづくりを実現し、地域の魅力を高める。立地適正化計画と地域公共交通計画の一体的策定等を通じてコンパクト・プラス・ネットワークを促進するとともに、(中略)まちづくりと一体となった社会資本整備を行う。」</p> <p>(コンパクトシティの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略フォローアップ(令和2年7月閣議決定)</li> </ul> <p>6. 個別分野の取組</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv)次世代インフラ</p> <p>①インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決 「コンパクト・プラス・ネットワークの取組の加速化に向け、立地適正化計画の居住誘導区域で都市インフラの計画的な改修促進等を図るため、2020年度中に都市計画運用指針の改正等を行う。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2020(令和2年7月閣議決定)</li> </ul> <p>4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <p>(1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p> <p>①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ＜コンパクト・プラス・ネットワーク等の推進＞ 「立地適正化計画、地域公共交通計画等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組や地方再生の取組の裾野を拡大する。」</p> <p>(密集市街地の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月閣議決定) 第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり</li> </ul> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(7)暮らしの安全・安心</p> <p>①防災・減災と国土強靱化 「安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月閣議決定) 「「経済財政運営と改革の基本方針 2019」のうち、本基本方針に記載がない項目についても、引き続き着実に実施する。」</li> <li>・住生活基本計画(平成 28 年3月閣議決定) 第2 目標と基本的な施策 目標8 住宅地の魅力の維持・向上 「国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進」 「密集市街地の改善整備(中略)等により居住者の災害時の安全性の向上を図る」</li> <li>・国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月閣議決定) 第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (個別施策分野の推進方針)</li> </ul>
--	--	--

			(2)住宅・都市 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用、(中略)などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 〈測定指標〉 ・都市機能更新率 令和5年度までに44.5%とすることを目標とする。 ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。  ・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度までに概ね解消することを目標とする。 ※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により権利床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供し、市街地再開発事業の施行の円滑化を図ることで、土地の高度利用と都市機能の更新が図られるとともに、コンパクトシティの推進及び密集市街地の解消が図られ、政策目的の達成に寄与することが見込まれる。
9	有効性等	①: 適用数	平成27年度:170件 平成28年度:106件 平成29年度:274件 平成30年度:221件 令和元年度:138件 ※都道府県及び政令市に対する調査を基に記載
		②: 適用額	平成27年度:82,599百万円 平成28年度:157,217百万円 平成29年度:101,768百万円 平成30年度:273,045百万円 令和元年度:40,150百万円 ※都道府県及び政令市に対する調査を基に記載

	③ 減収額	<p>(算定根拠)</p> <p>法人税及び法人事業税: 適用額 × 税率(年度により変動) = 減収額          法人住民税: 法人税減収額 × 税率(年度により変動) = 減収額</p> <p>となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 450 1406 757"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>19,741</td> <td>36,789</td> <td>23,814</td> <td>63,346</td> <td>9,315</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>23.9</td> <td>23.4</td> <td>23.4</td> <td>23.2</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2,547</td> <td>4,746</td> <td>3,072</td> <td>8,172</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>5,534</td> <td>10,534</td> <td>6,818</td> <td>18,294</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 27	28	29	30	令和 元	法人税	19,741	36,789	23,814	63,346	9,315	税率(%)	23.9	23.4	23.4	23.2	23.2	法人住民税	2,547	4,746	3,072	8,172	1,202	税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	法人事業税	5,534	10,534	6,818	18,294	2,690	税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
年度	平成 27	28	29	30	令和 元																																							
法人税	19,741	36,789	23,814	63,346	9,315																																							
税率(%)	23.9	23.4	23.4	23.2	23.2																																							
法人住民税	2,547	4,746	3,072	8,172	1,202																																							
税率(%)	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9																																							
法人事業税	5,534	10,534	6,818	18,294	2,690																																							
税率(%)	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7																																							
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・都市機能更新率          平成30年度に42.5%であった都市機能更新率が令和元年度には43.1%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによって「土地の高度利用と都市機能の更新」及び「コンパクトシティの推進」という政策目的の達成に向けた効果が現れている。本指標については令和5年度に44.5%とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積          平成27年度に4,435haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が令和元年度には2,982haと減少しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については令和2年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>・都市機能更新率          本措置により権利床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、土地の高度利用と都市機能の更新、コンパクトシティの推進に資する。</p> <p>・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積          本措置により権利床の取得者に対し、税制上のインセンティブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、密集市街地の解消に資する。</p>																																										
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本措置等により市街地再開発事業が推進されることで、都市構造の改善、コンパクトシティの推進、密集市街地の解消を通じ地震・火災等による被害のリスクが低減される。また、市街地再開発事業1地区あたり約324億円の建設等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業の推進による効果と措置の適用による減収額とを比較すると 税収減を是認できるものと考えられる。</p>																																										

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の権利床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。 このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性はある。
11	有識者の見解	—	
12	評価結果の反映の方向性	現在市街地再開発事業は全国 165 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められているほか、今後も新たな事業が予定されている。事業を円滑に実施し、政策目標を達成するため、引き続き存続すべき制度である。	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除 ※公有水面の埋立てに係る場合
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	内容	《制度の概要》 国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該法人等が取得した当該漁業権等の譲渡(消滅)に対する補償金については、一定の要件に該当する場合には、当該漁業権等の譲渡が行われた事業年度の所得の計算上、5,000万円を上限として損金に算入することができること等とする。
		《関係条項》 租税特別措置法第33条の4、第65条の2
4	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課、鉄道局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額: 1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額: 2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額: 3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額: 5,000万円に引き上げ
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 公共事業に係る用地造成のための公有水面埋め立てに際し、漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化を図り、効率的な公共事業の実施を促進する。
		《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進するに包含
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。 (漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本措置の効果を定量的に把握することは困難であるため、指標を設定していない。)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。
9	有効性等	① 適用数	H27年度 2件 H28年度 6件 H29年度 3件 H30年度 3件 R 1年度 4件 ※適用対象となった漁業組合数を記載している。 ※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 ※埋立て免許を受けた事業のうち漁業権等の消滅に対する補償が行われたものについては本特例を適用するものと想定して、適用数を計上している(免許件数は国土交通省調べ)。 (鉄道局所管分については該当なし:調査期間において、鉄道事業者が補償金を支払った実績はないが、今後、新幹線計画等の進展に伴い、補償金を支払う可能性がある。)
		② 適用額	H27年度 6百万円 H28年度 1,704百万円 H29年度 5,582百万円 H30年度 237百万円 R 1年度 499百万円

		※記載金額は補償額である。
	③ 減収額	<p>H27年度 1百万円  H28年度 170百万円  H29年度 558百万円  H30年度 24百万円  R 1年度 50百万円</p> <p>※埋立て免許を受けた事業のうち補償を行ったものについては、漁業組合に対して支払われた補償金が各組合員に分配されたうえで本特例措置を適用すると想定し、補償額×10%(沿岸漁業者の平均漁労所得額(平成30年:273万円)に対する所得税率で計算)の金額を減収額として推計。(補償額は国土交通省調べ)</p> <p>(鉄道局所管分については該当なし:調査期間において、鉄道事業者が補償金を支払った実績はないが、今後、新幹線計画等の進展に伴い、補償金を支払う可能性がある。)</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  (分析対象期間:平成27年度～令和元年度)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業の用に供する公有水面における権原取得の円滑化・迅速化が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>本特例措置が適用されることにより、4,777千㎡(推計値)の公有水面において、漁業権等を有する者の同意を伴う埋立て免許が円滑に行われた。</p> <p>※公有水面埋立実績調査(国土交通省調べ)等による。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  (分析対象期間:平成27年度～令和元年度)</p> <p>漁業権等の消滅を余儀なくされた権利者等に対し、本租税特別措置が適用されることによって、補償金の取得に伴う資産の目減りを防ぎ、権利者等の生活の安定及び公有水面の埋立てによる土地利用と周辺地域との調和ある発展に寄与することができた。</p>
	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成27年度～令和元年度)</p> <p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであるところ、本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になり、社会資本の効果的な整備が図られることになることから、租税減を是認する効果を有するものである。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。</p> <p>漁業権等を有する法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う</p>



			者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、譲渡所得に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(国交 11)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 ※公有水面の埋立てに係る場合
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該漁業権等の消滅があった事業年度において当該法人等が取得した補償金をもって代替資産の取得をし、かつ、当該代替資産の帳簿価額について圧縮限度額の範囲内で損金経理し減額したときは、当該減額した金額について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができること等とする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第33条、第64条</p>
4	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和34年創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>公共事業に係る用地造成のための公有水面埋め立てに際し、漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化を図り、効率的な公共事業の実施を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画)</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進するに包含</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。          (漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本措置の効果を定量的に把握することは困難であるため、指標を設定していない。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。          本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>H27年度 0件          H28年度 0件          H29年度 0件          H30年度 0件          R 1年度 0件</p> <p>※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計している。          ※埋立て免許を受けた事業であって漁業権等の消滅に対する補償が行われたもののうち、当該補償をもって代替資産等を取得したものについては本特例を適用すると想定(免許件数は国土交通省調べ)。          ※なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、当該情報を用いていない。</p>
		② 適用額	<p>H27年度 0百万円          H28年度 0百万円          H29年度 0百万円          H30年度 0百万円          R 1年度 0百万円</p> <p>※記載金額は補償額である。</p>
		③ 減収額	<p>H27年度 0百万円          H28年度 0百万円          H29年度 0百万円          H30年度 0百万円          R 1年度 0百万円</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成27年度～令和元年度) 補償金をもって代替資産を取得するかは補償を受けた者の意思次第であり、必ずしも代替資産を取得するとは限らないため、今回分析対象期間においては代替資産の取得実績が無かったものの、今後、埋立の規模によっては、代替資産(近傍地における漁業権等)を取得する場合も想定される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間:平成27年度～令和元年度) 今回の分析対象期間においては、代替資産の取得が行われた実績が無かったものの、今後、代替資産の取得が行われる場合には本措置は補償交渉の円滑化・迅速化に資するものである。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成27年度～令和元年度) 本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、租税減を是認する効果を有するものである。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、補償金の取得により漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。</p> <p>漁業権等を喪失した法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況及び代替資産等の取得の有無を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、代替資産の取得に伴い評価換えをして帳簿価額を減額した場合の金額等について損金算入を認めず課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、今回の分析対象期間内において適用はなかったものの、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(国交 10)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(本州四国連絡橋に係るもの)	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	内容	《制度の概要》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入することで一般旅客定期航路事業者(法人)に対する法人税を非課税とする。	
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の4	
4	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室、鉄道局総務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和元年度(5力年)	
6	創設年度及び改正経緯	昭和56年度創設	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた助成措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、本州四国連絡橋建設を促進する。  《政策目的の根拠》 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号。以下、「本四連絡橋特措法」という。)第5条、第10条及び第11条 一般旅客定期航路事業を営む者が本四連絡橋特措法に規定する実施計画に従って一般旅客定期航路事業の事業規模の縮小等を行った場合には、高速道路機構又は鉄道事業者は、当該者に対して、それぞれの事業区分に応じ、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を交付することができる」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 VIII 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標 29 道路交通の円滑化を推進するに包含

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。</p> <p>また、本州四国連絡橋の建設に係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第14条の業務実施計画は現時点ではないため、測定指標は設定できない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入し、法人税を非課税とすることにより、当該法人の一般旅客定期航路事業に係る影響が軽減され、もって本州四国連絡橋建設の促進に寄与。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、</p> <p>平成27年度実績 0件 平成28年度実績 0件 平成29年度実績 0件 平成30年度実績 0件 令和元年度実績 0件</p> <p>なお、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>
		② 適用額	<p>平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、</p> <p>平成27年度実績 0百万円 平成28年度実績 0百万円 平成29年度実績 0百万円 平成30年度実績 0百万円 令和元年度実績 0百万円</p> <p>なお、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置分のみの適用額を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>
		③ 減収額	<p>平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、</p> <p>平成27年度実績 0百万円 平成28年度実績 0百万円 平成29年度実績 0百万円 平成30年度実績 0百万円 令和元年度実績 0百万円</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はないが、本四連絡橋特措法は存続しており、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に本措置の効果が発現する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 過去 5 力年における本措置の適用はないが、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に本措置の効果が発現する。</p>
9	有効性等	⑤: 税収減を是認する理由等	今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に、建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対する本租税特別措置がない場合、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図ることができなくなることから、そのような事態を避けるためにも、分析対象期間中は適用が無かったものの必要不可欠な措置である。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本四連絡橋特措法において規定される各種対策と合わせ、旅客船事業者への対策が円滑に実施される制度であり、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実寄与することから、総合的な対策として妥当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		-
12	評価結果の反映の方向性		今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に、建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対する本措置がない場合、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図ることができなくなることから、そのような事態を避けるためにも、必要不可欠な措置であるため引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の定期検査を受けるための修繕(以下、「特別修繕」という。)に要する費用を準備金として積み立てたときは、その一定限度額(3/4)以下の積立額の損金算入を認める。</li> <li>特別修繕が完了した場合には、その全額を取り崩して益金に算入する。</li> </ul> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 20 条の3、第 57 条の8、第 68 条の 58</p>
4	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 27 年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>海上輸送に不可欠な輸送手段である船舶は、安全性を確保するため、船舶安全法に基づき5年毎の定期検査が義務付けられている。船舶は、その使用に伴い経年劣化することから、検査に際しては、多額の費用をかけて大規模な特別修繕(例えば、外航船は一隻あたり平均で約 1.5 億円)を行うことが必要となっている。</p> <p>適切な修繕がなされるためには、キャッシュフロー等の面で各事業者の経営基盤を安定させる必要があり、負担の平準化のため、特別修繕費用の積み立てを促進する措置を設けているところ。</p> <p>適切な修繕が行われることにより、外航海運については、日本商船隊の維持・強化を図るとともに、中小零細事業者が太宗を占める内航海運が、安定的な輸送により、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境を確保することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「海洋基本法」(平成 19 年4月 27 日法律第 33 号)第 20 条 「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」</p> <p>同法第 24 条 「国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、(中略)、競争条件の整備等による経営基盤の強化(中略)その他の必要な措置を講ずるものとする。」</p>



	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>外航海運、内航海運ともに事業全体の経営基盤を強化することにより、外航海運については、日本商船隊の維持・強化を図るとともに、中小零細事業者が太宗を占める内航海運が、効率的かつ安定的な輸送により、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境を確保すること。</p> <p>&lt;測定指標&gt;</p> <p>[外航]</p> <p>毎年度概ね 10%の我が国商船隊の輸送比率の維持</p> <p>[内航]</p> <p>内航海運における船舶の平均総トン数: 初期値 715(平成 27 年度)→目標値 858(令和7年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により、外航海運、内航海運のいずれにおいても事業者の経営基盤の強化が図られる。</p> <p>また、適切な修繕が行われることにより、外航海運については我が国商船隊の維持が図られ、内航海運については、効率的かつ安定的な輸送により持続可能なサービスの提供が図られる。</p>																								
9 有効性等	① 適用数	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1" data-bbox="598 1355 1396 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航 (適用者数)</td> <td>393 隻 (49 社)</td> <td>288 隻 (40 社)</td> <td>242 隻 (43 社)</td> <td>198 隻 (38 社)</td> <td>213 隻 (38 社)</td> </tr> <tr> <td>内航 (適用者数)</td> <td>595 隻 (200 社)</td> <td>536 隻 (201 社)</td> <td>509 隻 (190 社)</td> <td>470 隻 (180 社)</td> <td>455 隻 (170 社)</td> </tr> <tr> <td>合計 (適用者数)</td> <td>988 隻 (249 社)</td> <td>824 隻 (241 社)</td> <td>751 隻 (233 社)</td> <td>668 隻 (218 社)</td> <td>668 隻 (208 社)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外航海運実績:事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」</p>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	外航 (適用者数)	393 隻 (49 社)	288 隻 (40 社)	242 隻 (43 社)	198 隻 (38 社)	213 隻 (38 社)	内航 (適用者数)	595 隻 (200 社)	536 隻 (201 社)	509 隻 (190 社)	470 隻 (180 社)	455 隻 (170 社)	合計 (適用者数)	988 隻 (249 社)	824 隻 (241 社)	751 隻 (233 社)	668 隻 (218 社)	668 隻 (208 社)
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度																					
外航 (適用者数)	393 隻 (49 社)	288 隻 (40 社)	242 隻 (43 社)	198 隻 (38 社)	213 隻 (38 社)																					
内航 (適用者数)	595 隻 (200 社)	536 隻 (201 社)	509 隻 (190 社)	470 隻 (180 社)	455 隻 (170 社)																					
合計 (適用者数)	988 隻 (249 社)	824 隻 (241 社)	751 隻 (233 社)	668 隻 (218 社)	668 隻 (208 社)																					

	② 適用額	<p><b>【適用額】</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航 (適用額:百万円)</td> <td>5,745</td> <td>3,622</td> <td>2,491</td> <td>1,661</td> <td>2,162</td> </tr> <tr> <td>内航</td> <td>3,085</td> <td>2,823</td> <td>2,694</td> <td>2,637</td> <td>2,505</td> </tr> <tr> <td>合計 (適用額:百万円)</td> <td>8,830</td> <td>6,445</td> <td>5,185</td> <td>4,298</td> <td>4,667</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外航海運実績:事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」</p>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	外航 (適用額:百万円)	5,745	3,622	2,491	1,661	2,162	内航	3,085	2,823	2,694	2,637	2,505	合計 (適用額:百万円)	8,830	6,445	5,185	4,298	4,667
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度																					
外航 (適用額:百万円)	5,745	3,622	2,491	1,661	2,162																					
内航	3,085	2,823	2,694	2,637	2,505																					
合計 (適用額:百万円)	8,830	6,445	5,185	4,298	4,667																					
	③ 減収額	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p><b>【減収額】</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td> <td>1,373</td> <td>848</td> <td>583</td> <td>385</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>内航</td> <td>722</td> <td>661</td> <td>630</td> <td>609</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,095</td> <td>1,509</td> <td>1,213</td> <td>994</td> <td>1,083</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外航海運実績:事業者団体調査及び海事局調査 内航海運実績:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」</p>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	外航	1,373	848	583	385	502	内航	722	661	630	609	581	合計	2,095	1,509	1,213	994	1,083
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度																					
外航	1,373	848	583	385	502																					
内航	722	661	630	609	581																					
合計	2,095	1,509	1,213	994	1,083																					
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成27年度～令和元年度)</p> <p>本税制特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て経営基盤を強化することにより適切な修繕が行われる結果として、外航海運については、日本商船隊の維持・強化が、内航海運については、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供が図られている。</p> <p>外航海運については、測定指標である「我が国商船隊の輸送比率」について、平成27年度～令和元年度実績がそれぞれ9.8%、9.2%、8.6%、8.7%、8.1%であったが、日本商船隊の輸送量については、平成27年度～令和元年度実績がそれぞれ1,056百万トン、1,018百万トン、997百万トン、1,032百万トン、960百万トンとほぼ同数で推移しており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。</p> <p>内航海運については、測定指標である「平均総トン数」は平成27年度～令和元年度実績がそれぞれ715総トン、712総トン、727総トン、747総トン、754総トンである。</p> <p><b>【出典】</b> 〔外航〕 我が国商船隊の輸送比率:Clarkson ‘Shipping Review Database’、海事局外航課調査 〔内航〕 内航船舶の平均総トン数:海事局内航課調査</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間:平成27年度～令和元年度) 外航海運については、平成27年度～令和元年度にそれぞれ49</p>																								

			<p>社、40社、43社、38社、38社が本税制特例措置を利用して、修繕を計画的に行うことができる環境を整え、適切な修繕を行いつつ運航することで日本商船隊の維持に寄与している。</p> <p>内航海運については、平成27年度～令和元年度にそれぞれ200社、201社、190社、180社、170社が本税制特例措置を利用して、修繕を計画的に行うことができる環境を整え、適切な修繕を行いつつ運航することで、安定的な輸送の確保及び持続可能なサービスの提供に寄与している。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成27年度～令和元年度)</p> <p>仮に、本租税特別措置が廃止されることになれば、5年に1回の定期検査時の巨額な支出となる大規模な特別修繕のための資金を計画的に積み立てることによる費用の平準化ができなくなること及びキャッシュフロー等の面で経営の安定化を阻害することとなり、外航海運については日本商船隊の維持・強化に、内航海運については効率的な船舶による安定的な輸送を通じた、持続可能なサービスの提供に大きな影響が出ることから、本租税特別措置は税込減を是認するに足る効果が認められると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的に国庫負担は少なくなる。</li> <li>・ 課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保され、事業者の資金繰りにも効果がある。</li> <li>・ 5年毎に多額の特別修繕費用が生じることとなるところ、この負担の平準化を促進させる措置があることで、海運事業者に適切な修繕を実施させることができる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>海上運送の安全確保のため船舶安全法に基づき5年以内に1回の定期検査が義務づけられている。定期検査と同程度の頻度で大規模な特別修繕のために巨額の費用を要するところ、本租税特別措置があることで必要な資金を計画的に準備金として積み立てることが促進される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>本租税特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て経営基盤を強化することにより適切な修繕が行われる結果として、外航海運については日本商船隊の維持・強化が図られており、また、内航海運については、効率的な船舶による安定的な輸送が確保され、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境が維持されているので、引き続き存続させる必要がある。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成27年8月に実施</p>

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外
2	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義、所得税: 外
	②: 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 法人(個人)が、土地等を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地等を、成田国際空港株式会社へ譲渡した場合の譲渡所得に係る法人重課制度(土地譲渡益に対して10%の追加課税)を適用除外とする。
		《関係条項》 法人 租税特別措置法第63条第8項 個人 租税特別措置法第28条の4第6項
4	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和48年創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 成田国際空港株式会社が実施する用地取得の円滑化・迅速化を支援することによる、成田空港に関する事業の効率的な実施。  《政策目的の根拠》 成田国際空港株式会社法(平成15年7月18日法律第124号) (会社の目的) 第一条 成田国際空港株式会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」に包含
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の用地取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業推進に寄与することとなる。</p> <p>&lt;測定指標&gt; 成田国際空港株式会社が、騒音対策事業において法律に基づいて実施する土地等の権原の取得は、地権者からの申し出により行われることから、その把握は困難であり、よって測定指標の設定はしていない。</p>	
9	有効性等	① 適用数	<p>0（分析対象期間：平成27年度～令和元年度） （租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項の規定により、土地譲渡益に係る法人重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。）</p>
		② 適用額	<p>0（分析対象期間：平成27年度～令和元年度） （租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項の規定により、土地譲渡益に係る法人重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。）</p>
		③ 減収額	<p>0（分析対象期間：平成27年度～令和元年度） （租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項の規定により、土地譲渡益に係る法人重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。）</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 土地譲渡益に係る法人重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人税重課が課税された場合には、成田空港に関する事業用地取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本特例措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 土地譲渡益に係る法人重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は分析対象期間内に存在しない。（平成10年以降課税停止中）</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>（分析対象期間：平成27年度～令和元年度） 土地譲渡益に係る法人重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は分析対象期間内に存在しない（平成10年以降課税停止中）が、課税停止措置が今後終了し法人重課制度が適用された場合には、成田空港に関する事業用地取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本特例措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業者による用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税(重課)する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解	—	
12	評価結果の反映の方向性	課税停止が今後終了し法人重課制度が適用された場合においても、成田空港に関する事業用地取得の円滑化を促進する観点から、引き続き本特例措置を維持する。	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事後評価 平成 27 年 8 月	